

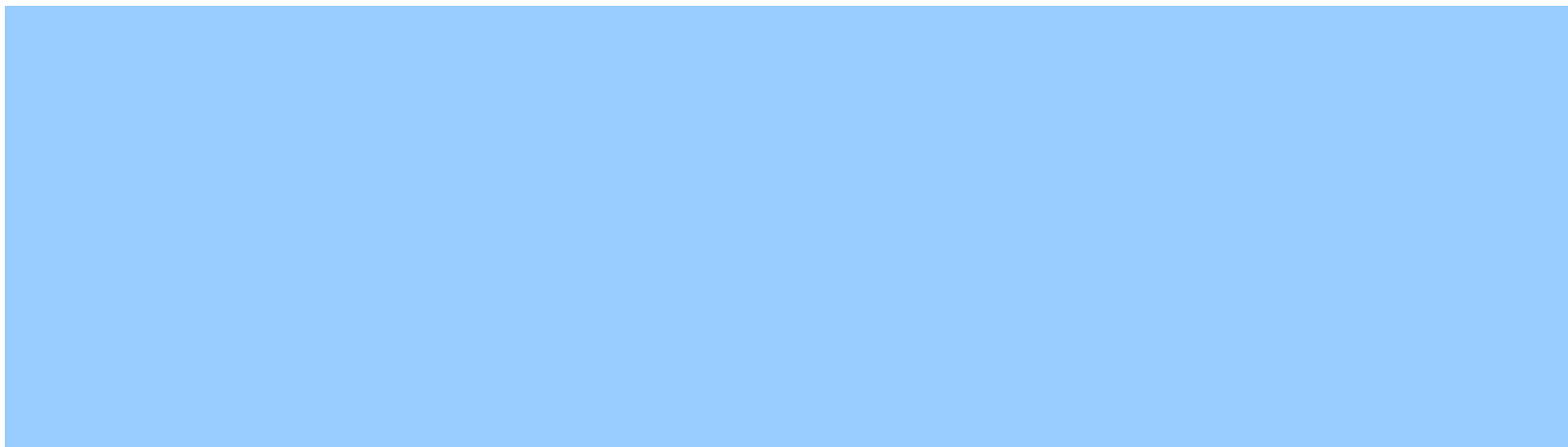
個人情報保護法 3年ごと見直し 国会審議等その後の進展

弁護士 森 亮二

目次

- 全体像
- 統計等の特例 ⇒ 国会で議論百出
- 16歳未満の保護
- 生体情報の保護強化 ⇒ 個人情報委の考える特定生体個人情報
- 委託先規制の見直し
- 連絡可能個人関連情報 ⇒ 外部送信の実務に大きなインパクト？
- 課徴金 ⇒ 「小さく生んで」大臣答弁(立法論の確認)
- 団体訴訟 ⇒ 参議院付帯決議(立法論の確認)

全体像



事業者の義務まとめ(現行法)

① 利用目的

- 利用目的を特定し、取得の際に通知等
- 目的外利用する場合には同意。
- 適正に利用する。

② 適正取得

- 騙すなどの不適正な手段で取得しない。
- 要配慮個人情報を取得する場合は同意。

③ 安全管理措置

- 漏えい防止等のセキュリティをしっかり。
- 漏えい時には報告・通知を。

④ 第三者提供

第三者提供する場合には、原則として同意
(外国の場合に注意)。

⑤ 個人関連情報

提供先で個人情報になるDMP等の規制(同意)

⑥ 確認・記録義務

第三者提供をするとき(受けるとき)は、記録(確認して記録)を取る。

⑦ 本人からの請求等

- 保有個人データの利用目的等公表
- 本人の開示請求、訂正の請求、利用停止請求に応じること。

⑧ 仮名加工情報

⑨ 匿名加工情報

⑩ 雑則(適用除外等)

事業者の義務まとめ(改正法)

① 利用目的

- 利用目的を特定し、取得の際に通知等
- 目的外利用する場合には同意。
- 適正に利用する。
- 生体情報利用目的通知(21条ノ2)

② 適正取得

- 騙すなどの不適正な手段で取得しない。
- 要配慮個人情報を取得する場合は同意。

③ 安全管理措置

- 漏えい防止等のセキュリティをしっかり。
- 漏えい時には報告・通知を。

④ 第三者提供

第三者提供する場合には、原則として同意を得る(外国の場合に注意)。

受託者の義務(30条ノ3)

⑤ 個人関連情報

- 提供先で個人情報になるDMP等の規制(同意)
- 連絡可能個人関連情報の適正利用、適正取得

⑥ 確認・記録義務

第三者提供をするとき(受けるとき)は、記録(確認して記録)を取る。

⑦統計等の特例(30条ノ2)

⑧本人からの請求等

- 保有個人データの利用目的等公表
- 本人の開示請求、訂正の請求、利用停止請求に応じること。

子ども、
生体情報

子どもの法定代理人読み替え

⑨ 仮名加工情報

- ・ 受託者の適用除外
- ・ 子どもの責務規定

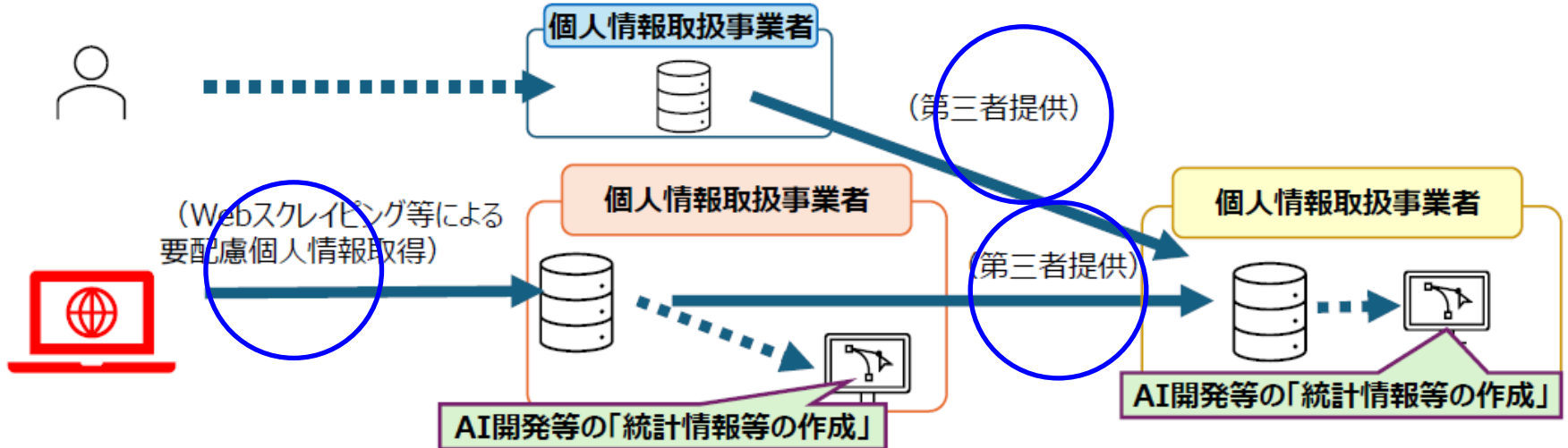
⑩ 匿名加工情報

⑪ 雑則

統計等の特例

統計等の特例

- ✓ 統計情報等の作成のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっている。
- ✓ 特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ない。



事業者の義務まとめ(現行法)

① 利用目的

- 利用目的を特定し、取得の際に通知等
- 目的外利用する場合には同意。
- 適正に利用する。

② 適正取得

- 騙すなどの不適正な手段で取得しない。
- 要配慮個人情報を取得する場合は同意。

③ 安全管理措置

- 漏えい防止等のセキュリティをしっかり。
- 漏えい時には報告・通知を。

④ 第三者提供

第三者提供する場合には、原則として同意(外国の場合に注意)。

⑤ 個人関連情報

提供先で個人情報になるDMP等の規制(同意)

⑥ 確認・記録義務

第三者提供をするとき(受けるとき)は、記録(確認して記録)を取る。

⑦ 本人からの請求等

- 保有個人データの利用目的等公表
- 本人の開示請求、訂正の請求、利用停止請求に応じること。

⑧ 仮名加工情報

⑨ 匿名加工情報

⑩ 雑則(適用除外等)

「統計作成等」の定義

2条13項

この法律において「統計作成等」とは、統計の作成その他の大量の情報から当該情報を構成する要素に係る情報を抽出して分類、比較その他の解析を行うことにより、当該大量の情報の傾向又は性質に係る情報（個人に関する情報であるものを除く。）を作成する行為のうち、個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。

統計等の特例

30条/2

項	概要	備考
1	統計作成等の目的で要配慮個人情報(公開)を取得する場合、公表事項を公表していれば本人同意を不要とする。	<p><5項></p> <ul style="list-style-type: none">第三者提供を利用目的としていない場合、目的外利用の同意も不要要配慮(非公開)の提供を受けることも可提供先が外国事業者の場合、基準適合体制整備事業者に限る。
2	加工中(取扱中)は継続して公表事項を公表すること	
3	公表事項を変更する場合は原則あらかじめ公表	
4	1項で取得した要配慮個人情報は、①統計作成等か②5項の提供以外の目的で利用してはならない。	
5	提供先が統計作成等の目的で利用する場合であって、以下の場合は第三者提供の本人同意不要 ① 提供元と提供先が公表事項を公表しており、 ② 提供元と提供先の契約で特例による提供であることが明記されている。	

外国にある第三者への提供の制限

28条

まともな国

個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

まともな事業者

第27条1項各号とは、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合～などであるため、他の第三者提供の例外規定が適用されない。

統計等の特例

30条/2

項	概要	備考
6	提供先は、加工中(取扱中)は継続して公表事項を公表すること	• 1項から4項は1項で取得した要配慮個人情報に関するもの
7	提供先が公表事項を変更する場合は原則あらかじめ公表	
8	7項の例外(変更後の公表でいい場合)	
9	提供先は提供を受けた個人情報は、統計作成等以外の目的で利用してはならない。	• 5項から9項は、5項で提供を受けた個人情報に関するもの
10	以下を除き、1項で取得した要配慮個人情報と5項で提供を受けた個人情報は、第三者提供してはならない。 ① 法令に基づく場合 ② 1項で取得した要配慮個人情報と5項で提供する場合	• 10項以降は両方

統計等の特例

30条/2

項	概要	備考
11	1項で取得した要配慮個人情報と5項で提供を受けた個人情報は、「第31条第1項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる場合を除くほか」第三者提供してはならない。	<ul style="list-style-type: none">11項のこの現象は、加工途中で個人関連情報になっていることがあるから。「統計作成等用要配慮個人情報等」「提供統計作成等用個人情報等」は個人関連情報を含む
12	委託、共同利用、事業承継(身内提供)の提供制限の緩和	
13	基準適合体制整備事業者に提供した場合は、継続的な実施を確保し、それに関する情報を公表すること	
14	個人データでなくなっても安全管理措置、従業者の監督、委託先の監督をやること。確認記録義務も。	

統計等の特例のまとめ

- 現行法では、①目的外利用、②要配慮個人情報の取得、③個人データの第三者提供、④個人関連情報の第三者提供にはいずれも本人の同意必要
- 統計やそれと同視できるようなAI開発にのみ利用する※ことが決まっていれば、そのための①、②、③、④の同意をいずれも不要とする。
- ※ ⇒ 安全なものとして、委員会規則で定めるものに限る。
- 特例適用の条件として、一定のガバナンス
 - 提供元、提供先or取得者について一定事項(主体の名称、統計の内容等)を公表
 - 統計等のみを目的とすることの提供元・提供先の合意(提供の場合)
 - 提供先or取得者における目的外利用、第三者提供の禁止義務付け

統計等の特例 課題①

私見

- 「統計作成等」の中身である「個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」に要注目。
- **統計の安全性は十分か** ⇒ 公的統計と同等の安全性(再識別不可)が必要ではないか。
- 「統計作成等であると整理できる**AI開発等を含む**」(制度改正方針)とされているが、具体的にはどのようなものになるのか。そもそも**基盤モデルの学習プロセスは、匿名化プロセスではない**ことに留意すべき。学習用データが個人情報の場合、それを学習した基盤モデルが個人情報でなくなる(個人情報を出力しなくなる)保証はまったくない。
- 後述の提供元での匿名化(仮名化)が必要ではないか。

統計等の特例 課題②

私見

- 一定事項公表、目的外利用禁止義務を課す等はガバナンスとして十分と言えるのか。
- この制度の最大のリスクは、統計等作成者の下に大きな情報(特に1人の本人について多面的な多量な情報)が蓄積され、これが統計化されずに又は統計化される前に、漏えい又は目的外利用・第三者提供されること。
- 法令上の義務だけあっても安全とはいえず、その義務を順守する能力・リソースのある事業者が手を上げるのでなければ、危険。
- 提供元で一定の匿名化(仮名化)が必要ではないか。(取得の場合は取得直後の匿名化(仮名化))

統計等の特例 課題③

- **次世代医療基盤法と比較**すると問題点が明確に
- **次世代医療基盤法は、医療分野の個人情報を集約して匿名化する事業者の認定制度を設け、認定事業者への情報提供を本人の同意なしに認める(オプトアウト方式)などの特例を定める。**これにより、医療分野の研究開発や新産業の創出を促進すること等を目的とする。

	対象情報	加工者の資格	オプトアウト	加工後の情報
次世代医療基盤法	医療分野の個人情報	厳格な認定制度 (現在3社)	丁寧なオプトアウト	<ul style="list-style-type: none">匿名加工医療情報仮名加工医療情報
統計特例	すべての個人情報 (個人関連情報も)	だれでも (外国事業者に一定の制限あり)	なし	<ul style="list-style-type: none">統計情報AIモデル

統計等の特例 課題④

私見

集団的プライバシー

- 本特例により、特定の属性とネガティブな結果を結びつける推論が多数生成される可能性があることにも留意すべき。
- たとえば、「①深夜にコンビニを利用し、②特定のサイトを毎日閲覧し、③週3日以上深夜2時以降に飲酒する人は支払遅延率が高い」のようなもの。
- このような顕著とはいえず本人にも自覚されにくい行動特性や属性を有する人を多少なりとも不利益・差別的にあつかうことは、結果的に大きな権利利益の侵害につながりうる。
- したがって、本特例により作成した統計結果を個人に当てはめることは禁止すべきである。

統計等の特例 課題⑤

私見

集団的プライバシー

- 確かに一定の統計的な推論を個人に当てはめることは日常的に行われている。①30代の未婚女性で②料理に関する動画をよく見る人は旅行好きであるという推論に基づいて、あてはまる人に対して旅行の広告を出すことはごく普通に行われている。
- しかしながら、本特例によって本人の同意なく収集される膨大なデータに基づいてAIが生成する様々な推論については、本人の不利益になりうるものも多く含まれるおそれがあり、複数の属性・特性からなる非伝統的な被差別的集団を大量に作り出す可能性がある。
- 現行法は、不利益プロファイリング・差別的プロファイリングに対する規制も議論も不十分であるため、このような状況の下ではいったん本特例による推論の個人へのあてはめを禁止しておくことに合理性がある。

朝日新聞 > 記事

個人情報法改正へ 本人同意なしの統計作成とAI開発、リスク検討十分か

2026年3月7日 16時30分 (2026年3月11日 20時10分更新)

若江雅子



コメントプラス

藤田直哉さんら 2件のコメント



個人情報保護委員会の看板



記者解説 編集委員・若江雅子

テレビや映画でヒットしたアニメ「PSYCHO—PASS サイコパス」をご存じだろうか。

舞台は人の心理や性格が計測可能になった近未来。犯罪に関与しそうな傾向は「犯罪係数」として数値化され、実際に罪を犯していなくても規定値を超えれば「潜在犯」として扱われてしまう。



中道改革連合・無所属
犬飼 明 佳



中道改革連合・無所属
山 崎 正 恭



中道改革連合・無所属
早 稲 岡 ゆ き



デジタル大臣
デジタル行政改革担当
デジタル行政改革担当
国家公務員制度担当
サイバー安全保障担当
内閣府特命担当大臣
(サイバー安全保障)

松 本 尚

明らかに不要なものは提供元で削除するようGLで規定する

- 次世代医療基盤法の安全措置の趣旨を没却する提案である。
- 提供元で氏名等を削除させるべき。
- 統計等作成者は届け出制にすべき。
- オプトアウトを入れるべき。
- 刑法の秘密漏示罪(134条 医師の守秘義務違反)との関係は？

5月21日の衆院法案審議(地域・こども・デジタル特委)では、医療情報について中道が質問

病歴、犯歴、信条...本人の同意なく提供 個人情報保護法改正案に懸念

2026年5月27日 14時30分 有料記事

福岡龍一郎



国会で審議されている個人情報保護法の改正案に、野党から問題点を指摘する声があがっている。 今回の改正は、企業がAI（人工知能）を開発しやすくするため、個人情報の取得をめぐる規制を緩めることが柱の一つ。病歴や犯罪歴、思想信条などが名前や住所とともに、幅広い事業者提供されるおそれがあることから、野党側は法案の修正を求めている。

「本人の了解なく、名前と住所つきで病歴が、企業や個人事業主に出てしまう。（データが）漏れたときに大変な危機になるのではないか」

27日の衆院内閣委員会で、中道改革連合の長妻昭議員は、提供されたデータの漏洩（ろうえい）について懸念を示した。

いまは、病歴や犯罪歴といった「要配慮個人情報」を企業などが取得したり、取得した個人データを第三者に提供したりする際は、本人の同意が原則義務づけられている。改正案ではAI開発を含む「統計情報の作成」にデータ利用をする場合に限り、本人の同意を不要とする。企業はデータを取得しやすくなり、大量のデータが必要となるAI開発が進むことなどが法改正の狙いだ。

野党は修正を求めているが...

ただ、病歴などプライバシー性の高い個人情報までも、本人の同意のないまま、名前や住所とともに事業者提供されることになるため、中道改革連合は提供されるデータ内の名前を匿名化するなどの修正を求めている。政府はデータを提供する事業者の作業や負担が増えるなどとして応じない構えだ。

個人情報保護法の改正案について審議している衆院の特別委員会では12日、参政党の谷浩一郎議員が「ビッグデータから特定の属性を持つ集団を分析し、集団に不利益が及ぶ可能性も否定できない」とプロファイリングの危険性を指摘。野党側は、企業などに重大な違反行為があった場合の課徴金が海外と比べても低く、データの第三者提供を、個人が事後的に拒めないことについても問題視する。

改正案は26日、衆院本会議で与党や国民民主などの賛成多数で可決され、参院に送付された。

16歳未満についての保護強化

16歳未満についての保護強化

- (1) 同意取得や通知等は本人(子ども)ではなく法定代理人
- (2) 保有個人データの利用停止等請求の要件を緩和
- (3) 未成年者の個人情報等の取扱い等について、本人の最善の利益を優先して考慮すべき旨の責務規定を設ける。

16歳未満についての保護強化

- (1) 同意取得や通知等は本人(子ども)ではなく法定代理人
- (2) 保有個人データの利用停止等請求の要件を緩和
- (3) 未成年者の個人情報等の取扱い等について、本人の最善の利益を優先して考慮すべき旨の責務規定を設ける。

(1) 同意取得や通知等は本人（子ども）ではなく 法定代理人

40条12

16歳未満の者の個人情報等を取り扱う場合においては、一定の場合を除き、「本人」とあるのを「本人の法定代理人」と読み替える等してこの法律の規定を適用する

16歳未満についての保護強化

- (1) 同意取得や通知等は本人(子ども)ではなく法定代理人
- (2) 保有個人データの利用停止等請求の要件を緩和
- (3) 未成年者の個人情報等の取扱い等について、本人の最善の利益を優先して考慮すべき旨の責務規定を設ける。

事業者の義務まとめ(現行法)

① 利用目的

- 利用目的を特定し、取得の際に通知等する。
- 目的外利用する場合には**同意**を得る。
- 適正に利用する。

② 適正取得

- 騙すなどの不適正な手段で個人情報を取得しない。
- 要配慮個人情報を取得する場合は**同意**を得る。

③ 安全管理措置

- 漏えい防止等のセキュリティをしっかりと。
- 漏えい時には報告・通知を。

④ 第三者提供

第三者提供する場合には、原則として**同意**を得る(外国の場合に注意)。

⑤ 個人関連情報

提供先で個人情報になるDMP等の規制(**同意**)

⑥ 確認・記録義務

第三者提供をするとき(受けるとき)は、記録(確認して記録)を取る。

⑦ 本人からの請求等

- 保有個人データの利用目的等公表
- 本人の開示請求、訂正の請求、利用**停止請求**に応じること。

⑧ 仮名加工情報

仮名化情報についての義務の緩和等

⑨ 匿名加工情報

匿名化して流通させる仕組みに関する義務

利用停止等請求権

35条(利用停止等)

元々要件が厳しすぎるという批判がある。

- 利用目的制限(18条)違反、不適正利用の禁止(19条)違反で取り扱われているとき、又は適正取得義務(20条)違反で取得されたときは、利用の停止又は消去(「利用停止等」)を請求することができる(1項)。
- 第三者提供の制限(27条国内、28条国外)違反で第三者に提供されているときは、第三者提供の停止を請求することができる(3項)。
- ①個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、②報告義務の対象となる漏えい(※26条1項)が生じた場合③その他保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、利用停止等又は第三者提供の停止を請求することができる(5項)。

※

- 要配慮個人情報の漏えい等
- 財産的被害のおそれがある漏えい等
- 不正の目的によるおそれがある漏えい等
- 1,000件を超える漏えい等

この
類型は
件数に
関わりなく
対象

2026改正

利用停止等請求権(子ども)

35条9項

原則として利用停止請求に応じる

応じなくていい場合

- ① 法定代理人の同意を得て取得した場合
- ② 法令に基づいて取り扱う場合
- ③ 人の生命、身体又は財産の保護のために取り扱う必要がある場合
- ④ 公衆衛生・児童の健全育成のために特に取り扱う必要がある場合
- ⑤ 国や地方公共団体又はその委託を受けた者に協力するために取り扱う必要がある場合
- ⑥ 学術機関関連の例外（共同研究も）
- ⑦ 契約の履行に必要その他、本人の意思に反しないため権利利益を害しないないことが明らかな場合として政令で定める場合
- ⑧ 取得時に法定代理人、政府等により公開されていた場合
- ⑨ 法定代理人が子どもに営業を許可しており、営業に関して取得した場合
- ⑩ 16歳以上であると信じさせるため詐術を用いた場合
- ⑪ その他政令で定める場合

16歳未満についての保護強化

- (1) 同意取得や通知等は本人(子ども)ではなく法定代理人
- (2) 保有個人データの利用停止等請求の要件を緩和
- (3) 未成年者の個人情報等の取扱い等について、本人の最善の利益を優先して考慮すべき旨の責務規定を設ける。

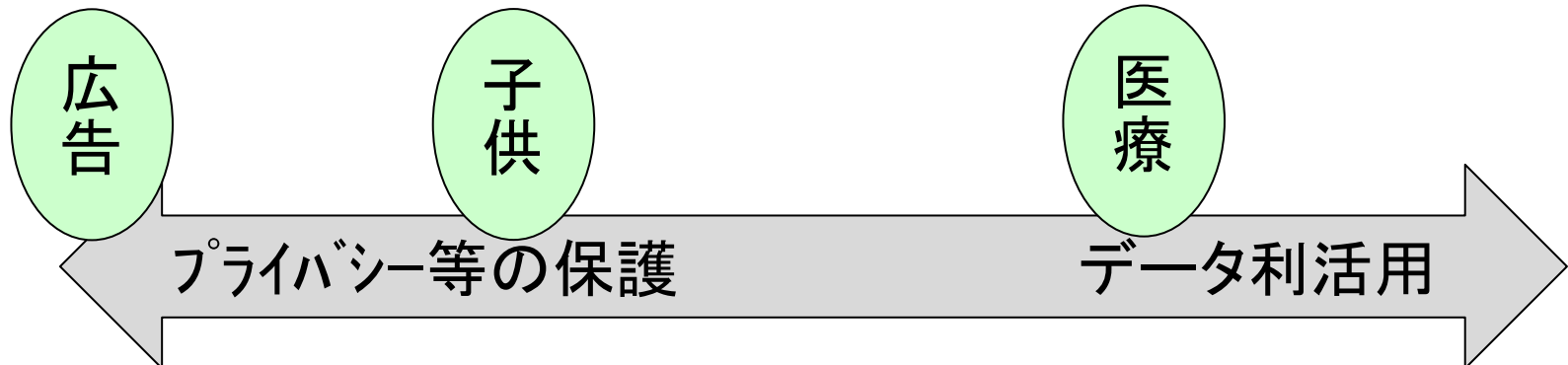
2026改正

子どもの最善の利益への考慮

58条13

個人情報取扱事業者等は、**未成年者に関する個人情報等の取扱いについて**、この法律の規定を遵守するとともに、その年齢及び発達の程度に応じて、**その最善の利益を優先して考慮した上で**、未成年者の権利利益を害することがないように**必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

単なる精神論(努力義務)に意味あるの？



生体情報の保護強化



生体情報の保護強化

- (1) 取扱う場合の一定の事項の周知を義務化
- (2) 利用停止等請求の要件の緩和
- (3) オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止する。

2026改正

特定生体個人情報とは

16条5項

「特定生体個人情報」とは、特定生体個人識別符号（第2条第2項第1号に該当する個人識別符号のうち、特別の技術又は多額の費用を要しない方法により取得することができる身体の一部の特徴に係る情報であって当該情報が取得されていることを本人が容易に認識することができないものとして政令で定めるもの）を変換したものをいう。中略）が含まれる個人情報をいう。

- 生体型の個人識別符号で、気づかれずに取れるもの
- 現時点(26年5月)では、顔特徴データのみを想定(DPO協会セミナー)
- 同じく本人が関知しないうちに容易に入手可能で、一意性、不変性が相当程度高い声紋や歩容についても、検討されるべき。
- また、遠隔から直接取得できるわけではないが、残置物から取得可能なDNA情報および指紋についても、検討されるべき。

生体情報の保護強化

- (1) 取扱う場合の一定の事項の周知を義務化
- (2) 利用停止等請求の要件の緩和
- (3) オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止する。

特定生体個人情報の利用目的等の公表

1

個人情報取扱事業者は、特定生体個人情報を取り扱うに当たっては、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- ① 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(中略)の氏名
- ② 特定生体個人情報を取り扱うこと。
- ③ 特定生体個人情報の利用目的

特定生体個人情報の利用目的等の公表

(つづき)

- ④ 特定生体個人情報に含まれる**特定生体個人識別符号**に変換される身体の一部の特徴に係る情報の内容
- ⑤ 第37条第1項に規定する**開示等の請求等に応じる手続**(第38条第1項の規定により手数料を徴収する場合は、その手数料の額を含む。)
- ⑥ その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

特定生体個人情報の利用目的等の公表

2

前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- ① 前項の規定による措置を講ずることにより**本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合**
- ② 前項の規定による措置を講ずることにより**当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合**
- ③ **国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、前項の規定による措置を講ずることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。**
- ④ その他前三号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

生体情報の保護強化

- (1) 取扱う場合の一定の事項の周知を義務化
- (2) 利用停止等請求の要件の緩和
- (3) オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止する。

事業者の義務まとめ(改正法)

① 利用目的

- 利用目的を特定し、取得の際に通知等
- 目的外利用する場合には同意。
- 適正に利用する。
- 生体情報利用目的通知(21条ノ2)

② 適正取得

- 騙すなどの不適正な手段で取得しない。
- 要配慮個人情報を取得する場合は同意。

③ 安全管理措置

- 漏えい防止等のセキュリティをしっかり。
- 漏えい時には報告・通知を。

④ 第三者提供

第三者提供する場合には、原則として同意を得る(外国の場合に注意)。

受託者の義務(30条ノ3)

⑤ 個人関連情報

- 提供先で個人情報になるDMP等の規制(同意)
- 連絡可能個人関連情報の適正利用、適正取得

⑥ 確認・記録義務

第三者提供をするとき(受けるとき)は、記録(確認して記録)を取る。

⑦統計等の特例(30条ノ2)

⑧本人からの請求等

- 保有個人データの利用目的等公表
- 本人の開示請求、訂正の請求、利用停止請求に応じること。

子ども、
生体情報

子どもの法定代理人読み替え

⑨ 仮名加工情報

- ・ 受託者の適用除外
- ・ 子どもの責務規定

⑩ 匿名加工情報

⑪ 雑則

利用停止等請求権

35条(利用停止等)

元々要件が厳しすぎるという批判がある。

- 利用目的制限(18条)違反、不適正利用の禁止(19条)違反で取り扱われているとき、又は適正取得義務(20条)違反で取得されたときは、利用の停止又は消去(「利用停止等」)を請求することができる(1項)。
- 第三者提供の制限(27条国内、28条国外)違反で第三者に提供されているときは、第三者提供の停止を請求することができる(3項)。
- ①個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、②報告義務の対象となる漏えい(※26条1項)が生じた場合③その他保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、利用停止等又は第三者提供の停止を請求することができる(5項)。

※

- 要配慮個人情報の漏えい等
- 財産的被害のおそれがある漏えい等
- 不正の目的によるおそれがある漏えい等
- 1,000件を超える漏えい等

この
類型は
件数に
関わりなく
対象

利用停止等請求権(特定生体個人情報)

35条7項

原則として利用停止請求に応じる

応じなくていい場合

- ① 本人の同意を得て取得した場合
- ② 法令に基づいて取り扱う場合
- ③ 人の生命、身体又は財産の保護のために取り扱う必要がある場合
- ④ 公衆衛生・児童の健全育成のために特に取り扱う必要がある場合
- ⑤ 国や地方公共団体又はその委託を受けた者に協力するために取り扱う必要がある場合
- ⑥ 学術機関関連の例外（共同研究も）
- ⑦ 契約の履行に必要その他、本人の意思に反しないため権利利益を害しないことが明らかな場合として政令で定める場合
- ⑧ その他政令で定める場合

生体情報の保護強化

- (1) 取扱う場合の一定の事項の周知を義務化
- (2) 利用停止等請求の要件の緩和
- (3) オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止する。

第三者提供の制限

27条

個人データ（個人情報をデータベース化した場合、そのデータベースを構成する個人情報）の提供



個人情報
取扱
事業者

本人の同意を得た場合

本人の同意を得なくても提供できる場合

法が定める例外規定に該当する場合 1項

- ①法令に基づく場合
- ②人の生命、身体又は財産の保護に必要で、本人の同意を得ることが困難な場合
- ③公衆衛生・児童の健全育成に特に必要で、本人の同意を得ることが困難な場合
- ④国や地方公共団体又はその委託を受けた者に協力する場合であって、本人の同意を得ることにより事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ⑤学術機関関連の例外

オプトアウト 2項

あらかじめ第三者提供することや、本人の求めに応じて提供を停止することなどを通知等している場合

「第三者」に該当しない場合 5項

- ①委託先への提供、②合併等に伴う提供、
- ③グループによる共同利用

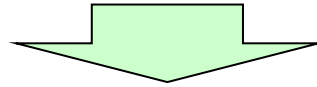


第三者

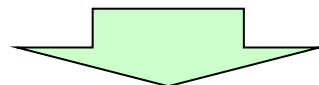
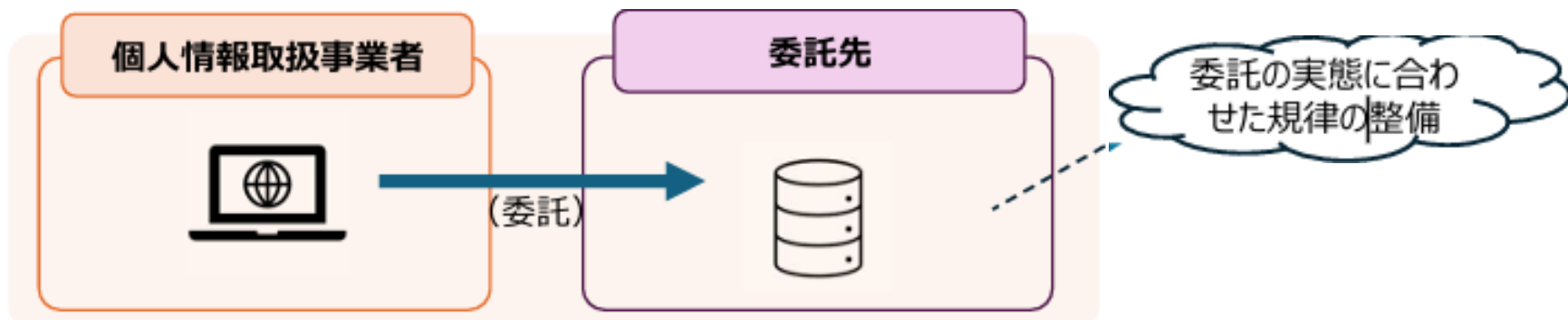
委託規制の見直し

委託規制の見直しの理由①

- 委託元(個人情報取扱事業者)が委託先を監督することにより適切な取扱いを担保。
- 委託先が個人情報取扱事業者である場合、委託先にも常に法第4章の各義務規定の全てが適用。



- ✓ 個人データ等の取扱いについて、実質的に第三者に依存するケースが拡大。
- ✓ 委託元による委託先の監督等が十分に機能せず、委託先が委託された業務の範囲を超えて独自に個人データ等を利用する事案も生じている。



委託規制の見直しの理由②

委託先としての義務

- 取扱いを委託された個人データ等を当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない旨の義務を委託先に明文規定により課す。

例外

法令に基づく場合及び人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合には、例外的に委託先が独自の判断で利用できることとするを想定。

- 委託先が行政機関等である場合についても、同様の規律の整備を行う。

委託先自らは取扱いの方法を決定しないケース^(*1)における委託先の個人情報取扱事業者等としての義務の免除

- 委託契約において、取扱いの方法の全部について合意し、かつ委託先における取扱いの状況を委託元が把握するために必要な措置等^(*2)について合意した場合は、当該委託先に対しては、法第4章の各義務規定の適用を原則として免除。
- 委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない旨の義務及び安全管理に係る義務は適用。

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

第一節 総則（第十六条）

第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務（第十七条—第四十条）

第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務（第四十一条・第四十二条）

第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第四十三条—第四十六条）

第五節 民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条—第五十六条） |

第六節 雑則（第五十七条—第五十九条）

事業者の義務まとめ(改正法)

① 利用目的

- 利用目的を特定し、取得の際に通知等
- 目的外利用する場合には同意。
- 適正に利用する。
- 生体情報利用目的通知(21条ノ2)

② 適正取得

- 騙すなどの不適正な手段で取得しない。
- 要配慮個人情報を取得する場合は同意。

③ 安全管理措置

- 漏えい防止等のセキュリティをしっかり。
- 漏えい時には報告・通知を。

④ 第三者提供

第三者提供する場合には、原則として同意を得る(外国の場合に注意)。

受託者の義務(30条ノ3)

⑤ 個人関連情報

- 提供先で個人情報になるDMP等の規制(同意)
- 連絡可能個人関連情報の適正利用、適正取得

⑥ 確認・記録義務

第三者提供をするとき(受けるとき)は、記録(確認して記録)を取る。

⑦統計等の特例(30条ノ2)

⑧本人からの請求等

- 保有個人データの利用目的等公表
- 本人の開示請求、訂正の請求、利用停止請求に応じること。

子どもの法定代理人読み替え

子ども、
生体情報

⑨ 仮名加工情報

- ・ 受託者の適用除外
- ・ 子どもの責務規定

⑩ 匿名加工情報

⑪ 雑則

委託先の義務(現行法)

① 利用目的

- 利用目的を特定し、取得の際に通知等する。
- 目的外利用する場合には同意を得る。
- 適正に利用する。

② 適正取得

- 騙すなどの不適正な手段で個人情報を取得しない。
- 要配慮個人情報を取得する場合は同意を得る。

③ 安全管理措置

- 漏えい防止等のセキュリティをしっかりと。
- 漏えい時には報告・通知を。

④ 第三者提供

第三者提供する場合には、原則として同意を得る(外国の場合に注意)。

⑤ 個人関連情報

提供先で個人情報になるDMP等の規制(同意)

⑥ 確認・記録義務

第三者提供をするとき(受けるとき)は、記録(確認して記録)を取る。

⑦ 本人からの請求等

- 保有個人データの利用目的等公表
- 本人の開示請求、訂正の請求、利用停止請求に応じること。

⑧ 仮名加工情報

仮名化情報についての義務の緩和等

⑨ 匿名加工情報

匿名化して流通させる仕組みに関する義務

委託先の義務（改正法 委託先に裁量のない場合）

+委託の範囲を超えない義務

① 利用目的

- 利用目的を特定し、取得の際に通知等する。
- 目的外利用する場合には同意を得る。
- 適正に利用する。

② 適正取得

- 騙すなどの不適正な手段で個人情報を取得しない。
- 要配慮個人情報を取得する場合は同意を得る。

③ 安全管理措置

- 漏えい防止等のセキュリティをしっかりと。
- 漏えい時には報告・通知を。

④ 第三者提供

第三者提供する場合には、原則として同意を得る（外国の場合に注意）。

⑤ 個人関連情報

提供先で個人情報になるDMP等の規制（同意）

⑥ 確認・記録義務

第三者提供をするとき（受けるとき）は、記録（確認して記録）を取る。

⑦ 本人からの請求等

- 保有個人データの利用目的等公表
- 本人の開示請求、訂正の請求、利用停止請求に応じること。

⑧ 仮名加工情報

仮名化情報についての義務の緩和等

⑨ 匿名加工情報

匿名化して流通させる仕組みに関する義務

委託先免責の提案の効果

- これまでは、委託先は独自に事業者として利用目的に関する義務や適正取得の義務を負っていた。
- 改正提案は、これについて、(a)安全管理措置義務と(b)新設される委託の範囲を超えて取り扱わない義務を除いて免除するというもの。
- 確かに多くの義務は委託先には関係ない(e.g.第三者提供はしない、開示請求等は委託元がやる)
- しかしながら、適正取得義務と不適正利用の禁止を外しても大丈夫か？
- 委託先の方がノウハウや法令情報を持っていることからすると、委託先が歯止めになっているのでは？
- 委託先が海外事業者等の場合、「頼まれたらなんでもやる」のような傾向に⁵⁶ならないか。

連絡可能個人関連情報

連絡可能個人関連情報の規制

31条/2

1項

個人関連情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により連絡可能個人関連情報を利用してはならない。

適正利用

2項

個人関連情報取扱事業者は、偽りその他の不正の手段により連絡可能個人関連情報を取得してはならない。

適正取得

事業者の義務まとめ(現行法)

① 利用目的

- 利用目的を特定し、取得の際に通知等する。
- 目的外利用する場合には**同意**を得る。
- 適正に利用する。

② 適正取得

- 騙すなどの不適正な手段で個人情報を取得しない。
- 要配慮個人情報を取得する場合は**同意**を得る。

③ 安全管理措置

- 漏えい防止等のセキュリティをしっかりと。
- 漏えい時には報告・通知を。

④ 第三者提供

- 第三者提供する場合には、原則として**同意**を得る(外国の場合に注意)。

⑤ 個人関連情報

- 提供先で個人情報になるDMP等の規制(**同意**)

⑥ 確認・記録義務

- 第三者提供をするとき(受けるとき)は、記録(確認して記録)を取る。

⑦ 本人からの請求等

- 保有個人データの利用目的等公表
- 本人の開示請求、訂正の請求、利用停止請求に応じること。

⑧ 仮名加工情報

- 仮名化情報についての義務の緩和等

⑨ 匿名加工情報

- 匿名化して流通させる仕組みに関する義務

個人関連情報に関する規制強化

- 個人関連情報は、個人情報ではない端末等を識別する情報。代表は、cookieに紐づくウェブ閲覧履歴。これは外部送信を利用する広告事業者によって収集されている。
- ウェブの閲覧履歴はDMP(データ・マネジメント・プラットフォーム)と呼ばれる仕組みのデータベースに保管され、行動ターゲティング広告の配信に利用される。
- DMPは、「その人はどんな人？」という質問に広くこたえられる仕組みであり、「その人は何を買いそうか？」の判断に使われていたが、これを悪用する事例が見られるようになった。
 - ☞ リクナビ事件(内定辞退率のプロファイリング) 行動予測
 - ☞ ケンブリッジ・アナリティカ事件(偽情報に対する脆弱性のプロファイリング) 行動誘導
- 改正提案は、ごもつともだが...

連絡可能個人関連情報とは

2条8項

この法律において「連絡可能個人関連情報」とは、次に掲げる記述等が含まれる個人関連情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより次に掲げる記述等を特定することができることとなるものを含む。）をいう。

① 住居、勤務先その他の特定の個人が所在し、又は所在していた場所の所在地（特定の個人に対する郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（中略）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（第41条第8項及び第73条第4項において「信書便」という。）による送付、電報の送達又は特定の個人への訪問に利用することができるものに限る。）

連絡可能個人関連情報とは

2条8項

(続き)

- ② **電話番号**(特定の個人に対する電話又はファクシミリ装置を用いた送信に利用することができるものに限る。)
- ③ **電子メールアドレス**(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(中略)第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいい、特定の個人に対する同条第1号に規定する電子メールの送信に利用することができるものに限る。)
- ④ **電気通信設備**(電気通信事業法(中略)に規定する電気通信設備をいう。(中略))**を利用する者又は電気通信設備を識別することができるように付された符号**(特定の個人に対する電気通信(中略)を利用した情報の伝達に利用することができるものに限る。)
- ⑤ **その他特定の個人に対する連絡その他の情報の伝達に利用することができる記述等として個人情報保護委員会規則で定めるもの**

そもそも個人関連情報とは

2条7項

「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

- 改正法は、連絡可能情報である①住所、②電話番号、③電子メールアドレス、④cookie等が含まれていれば、不適正取扱いを禁止するというもの。
- 連絡可能個人関連情報は、もちろん個人関連情報の部分集合。
- ここで①住所とは、郵便物が届く住所(○丁目○番地○号)なので、それだけで個人情報なのでは？スマホの電話番号は？
- 連絡可能個人関連情報は個人情報にして、他の義務の適用も認めるべきでは？

事業者の義務まとめ(現行法)

むしろこのように(個人関連情報⇒個人情報)すべきではないか

① 利用目的

- 利用目的を特定し、取得の際に通知等する。
- 目的外利用する場合には**同意**を得る。
- 適正に利用する。

② 適正取得

- 騙すなどの不適正な手段で個人情報を取得しない。
- 要配慮個人情報を取得する場合は**同意**を得る。

③ 安全管理措置

- 漏えい防止等のセキュリティをしっかりと。
- 漏えい時には報告・通知を。

④ 第三者提供

第三者提供する場合には、原則として**同意**を得る(外国の場合に注意)。

⑤ 個人関連情報

提供先で個人情報になるDMP等の規制(**同意**)

⑥ 確認・記録義務

第三者提供をするとき(受けるとき)は、記録(確認して記録)を取る。

⑦ 本人からの請求等

- 保有個人データの利用目的等公表
- 本人の開示請求、訂正の請求、利用停止請求に応じること。

⑧ 仮名加工情報

仮名化情報についての義務の緩和等

⑨ 匿名加工情報

匿名化して流通させる仕組みに関する義務

生存する個人に関する情報

個人関連情報

特定の個人に対する働きかけが可能となる記述

- 電話番号
- 住所
- メールアドレス
- Cookie ID 等
- 整理番号 等

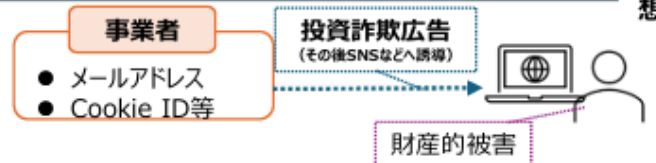
※これらに紐づく個人に関する情報も含む

個人情報

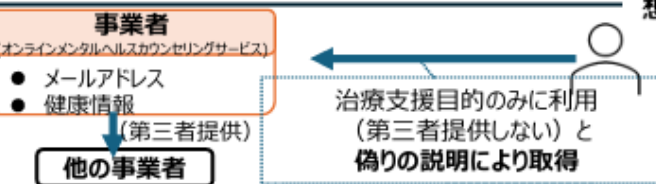
想定事例1



想定事例2



想定事例3



- 上記の記述等が含まれる個人関連情報(*²)について、個人の権利利益の侵害につながる蓋然性の特に高い行為類型である**不適正利用及び不正取得に限って**、個人情報と同様の規律（これらの行為の禁止）を導入する。
- また、上記のような記述等が含まれる仮名加工情報及び匿名加工情報(*³)についても同様の趣旨が当てはまることから、同様の規律を導入する。さらに、行政機関等についても同様の改正を行う。

- 個人情報保護法の改正の理由は、リクナビやケンブリッジ・アナリティカのようなcookieに紐づく情報が悪用された事例ではないか

連絡可能個人関連情報の規制

31条/2

1項

個人関連情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により連絡可能個人関連情報を利用してはならない。

適正利用

2項

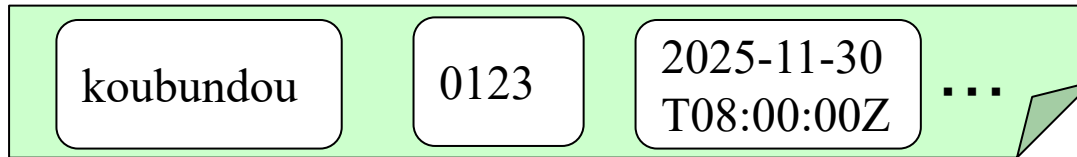
個人関連情報取扱事業者は、偽りその他の不正の手段により連絡可能個人関連情報を取得してはならない。

適正取得

リクナビ事件

クッキーとは

弘文堂のサーバが発行したクッキーのサンプル
(かなり省略しています)



「domain」:

弘文堂のウェブサイト
「<https://www.koubundou.co.jp/>」のドメイン。ブラウザはこのドメインのサーバにだけクッキーを送り返す。

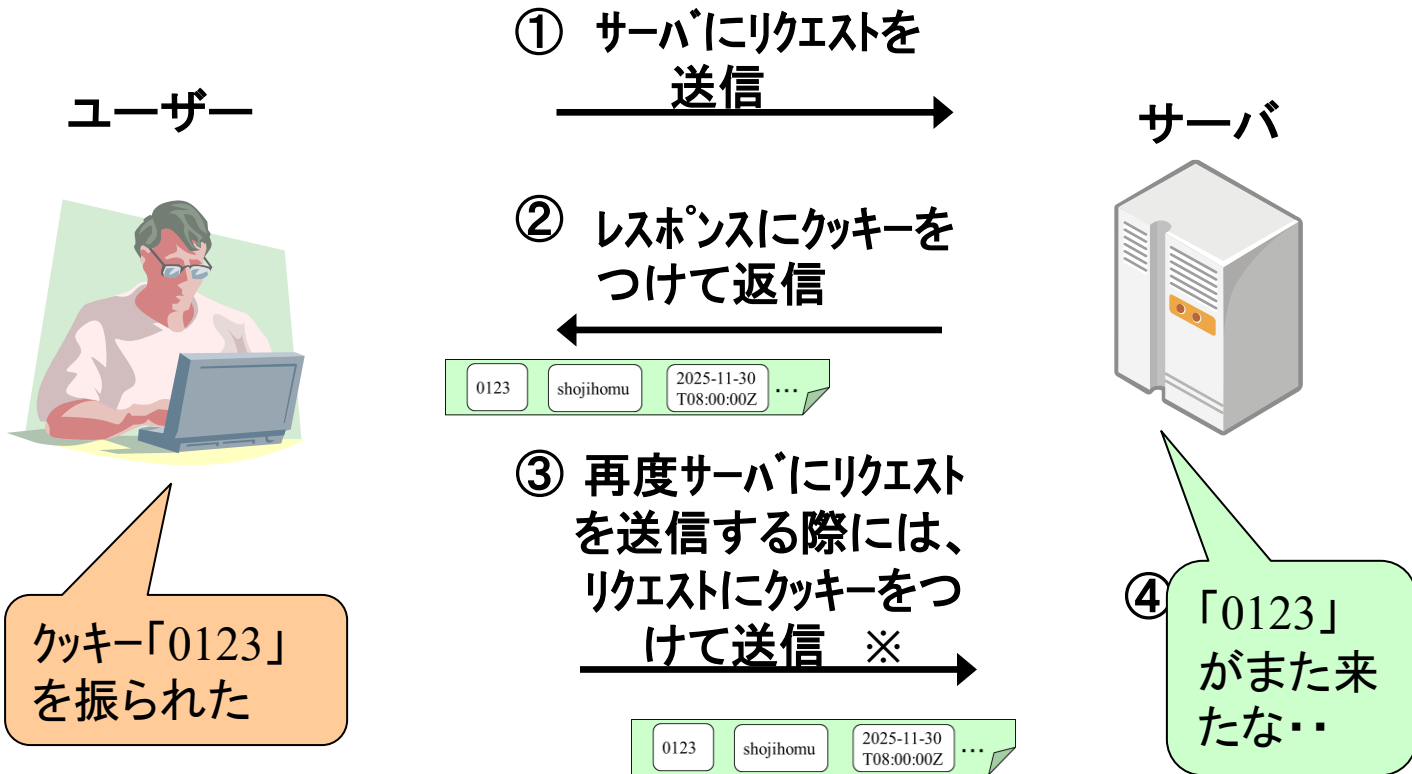
「値」:

ブラウザの識別番号。クッキーを持っていないブラウザに対して、「0001、0002、0003」のように順番に渡すので、重複なくブラウザを識別することができる。

「expire」:

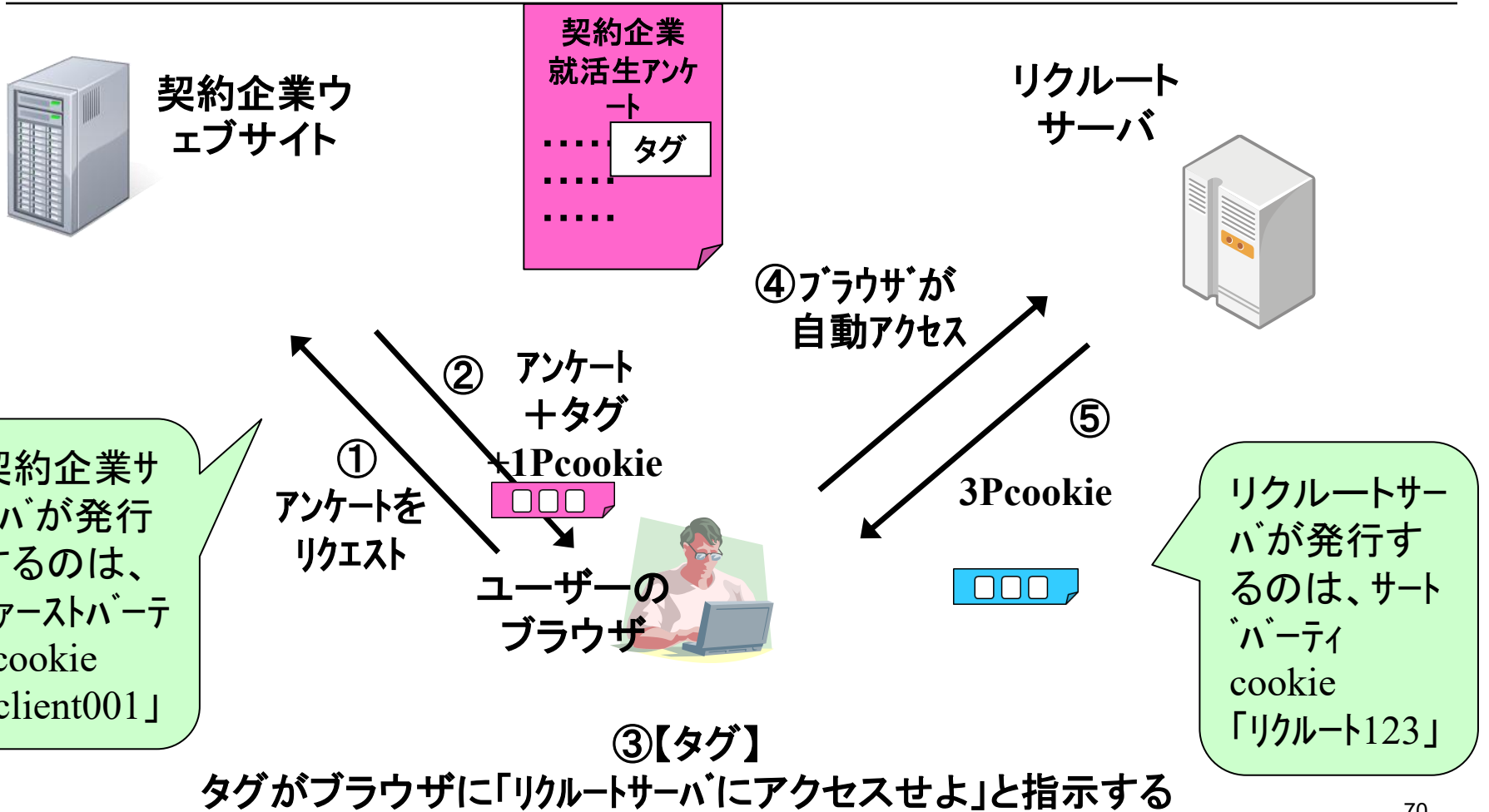
クッキーの有効期限(UTC時刻)を指定する。未指定の場合はブラウザを閉じるとクッキーが削除される。(末尾のZはUTC時刻であることを示す印)。

クッキーとは

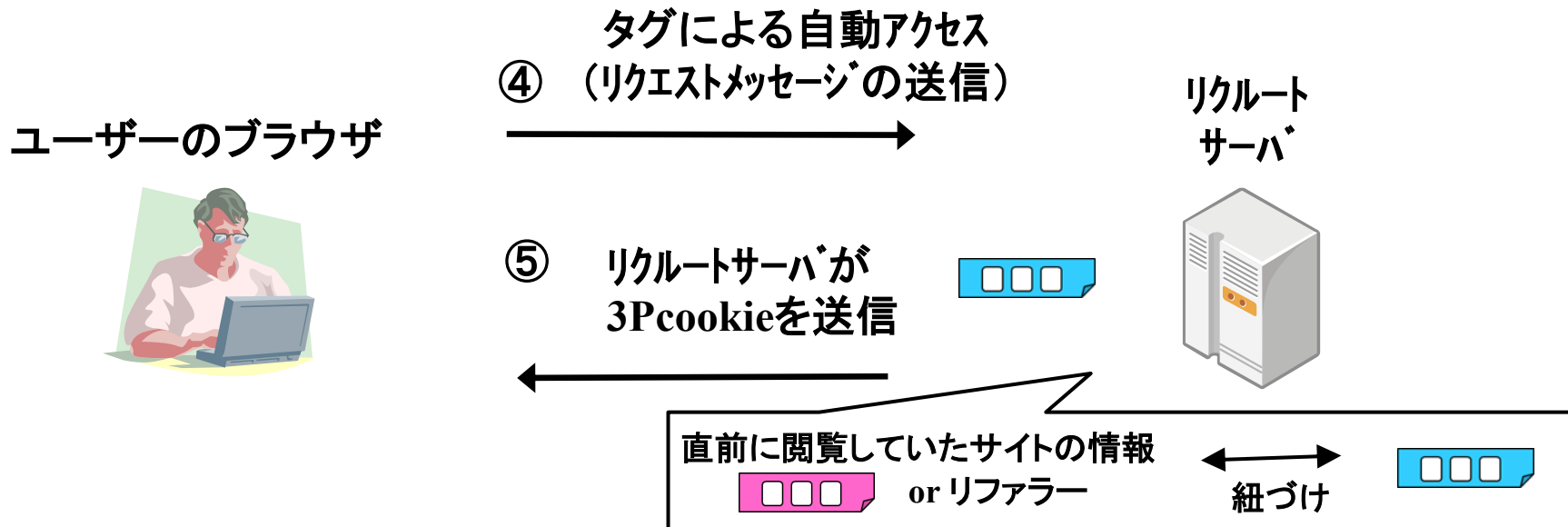


※ クッキーには、ドメインが書かれており、ブラウザは同じドメインのサーバにだけクッキーを送り返す。

リクナビの仕組み（サードパーティcookie）①



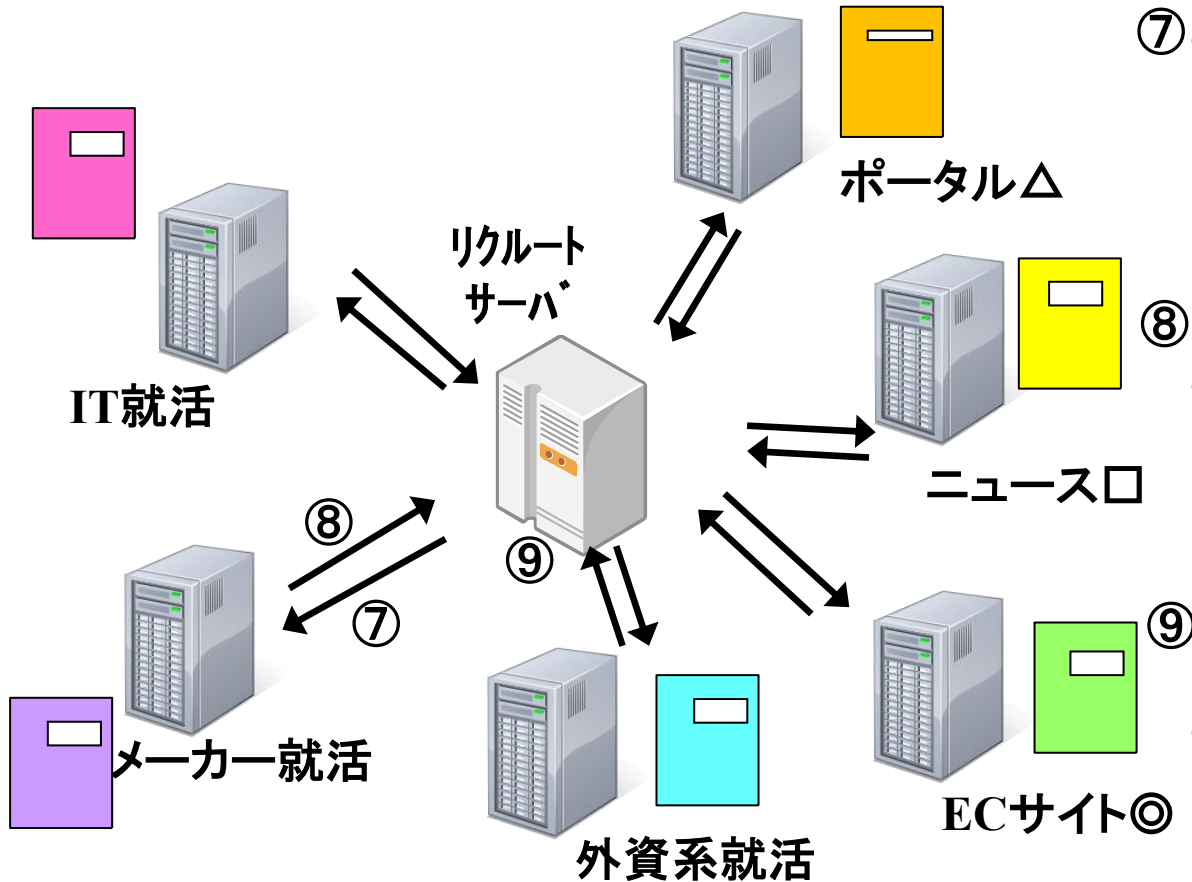
リクナビの仕組み（サードパーティ cookie）②



⑥

- ④でブラウザが自動アクセスする際に、リクルートサーバはブラウザからのリクエストメッセージの内容をもとに、ブラウザが直前まで契約企業のウェブサイトを訪問していたことが分かる
- それにより、「契約企業」と広告事業者が発行した3Pcookie「リクルート123」の組み合わせがリクルートサーバで完成する。

リクルートのcookieをキーとした ブラウザの閲覧履歴の作成①



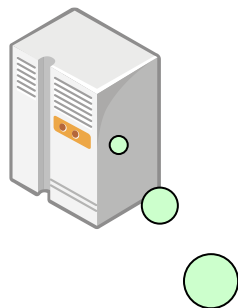
⑦. 契約企業ウェブサイトと同じように、あちこちのウェブサイトの運営者に依頼して、ウェブページにタグを設置してもらう。

⑧. 就活生のブラウザが、タグを設置したウェブページにアクセスするごとに、ブラウザは3Pcookie「リクルート123」を送ってくる。

⑨. リクルートサーバは、どのファーストパーティのタグからアクセスを指示されたかも分かるため、「リクルート123」をキーにして、就活生のブラウザの閲覧履歴を作成できる。

リクルートのcookieをキーとした ブラウザの閲覧履歴の作成②

リクルートサーバ

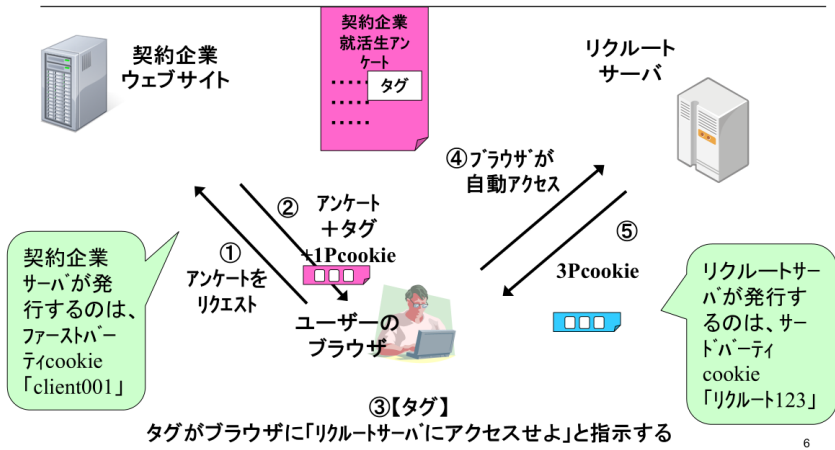


リクルート123のブラウザの閲覧履歴	
日時	閲覧サイト
2018/06/01 22:10	IT就活
2018/06/01 22:18	外資系就活
2018/06/02 19:30	メーカー就活
2018/06/02 19:52	外資系就活
2018/06/02 20:05	ポータル△
	ニュース□
	外資系就活

この人の本命は外資系ですね、貴社は国内企業なので、たぶん内定を蹴るでしょう。

連絡可能個人関連情報

リクナビの仕組み（サードパーティcookie）①



(1)

リクルートのcookieをキーとしたブラウザの閲覧履歴の作成②

リクルートサーバ

リクルート123のブラウザのアクセス履歴		
日時	アクセス先	
2018/06/01 22:10	IT就活	
2018/06/01 22:18	外資系就活	
2018/06/02 19:30	メーカー就活	
2018/06/02 19:52	外資系就活	
2018/06/02 20:05	ポータル△	
2018/06/04 20:30	ニュース□	
2018/06/01 20:46	外資系就活	

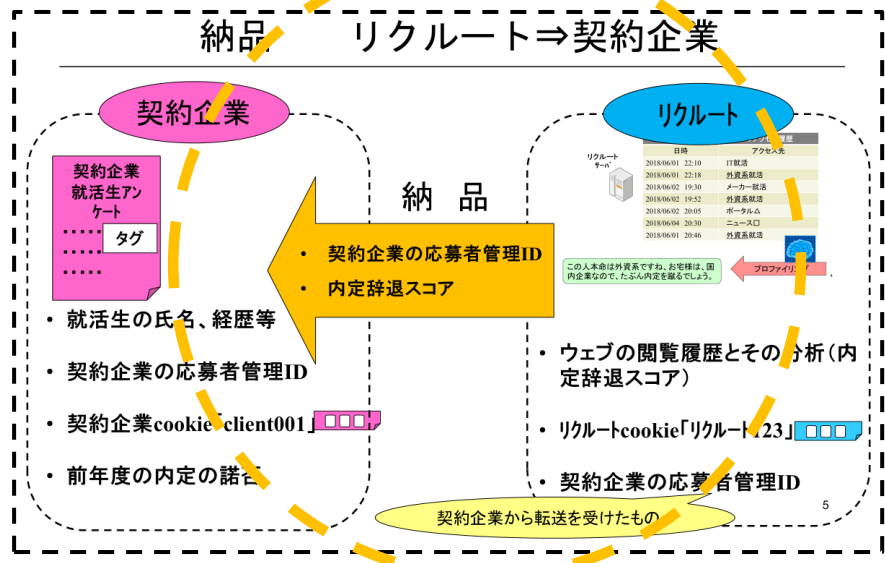
この人本命は外資系ですね、お宅様は、国内企業なので、たぶん内定を蹴るでしょう。

プロファイリング

(2)

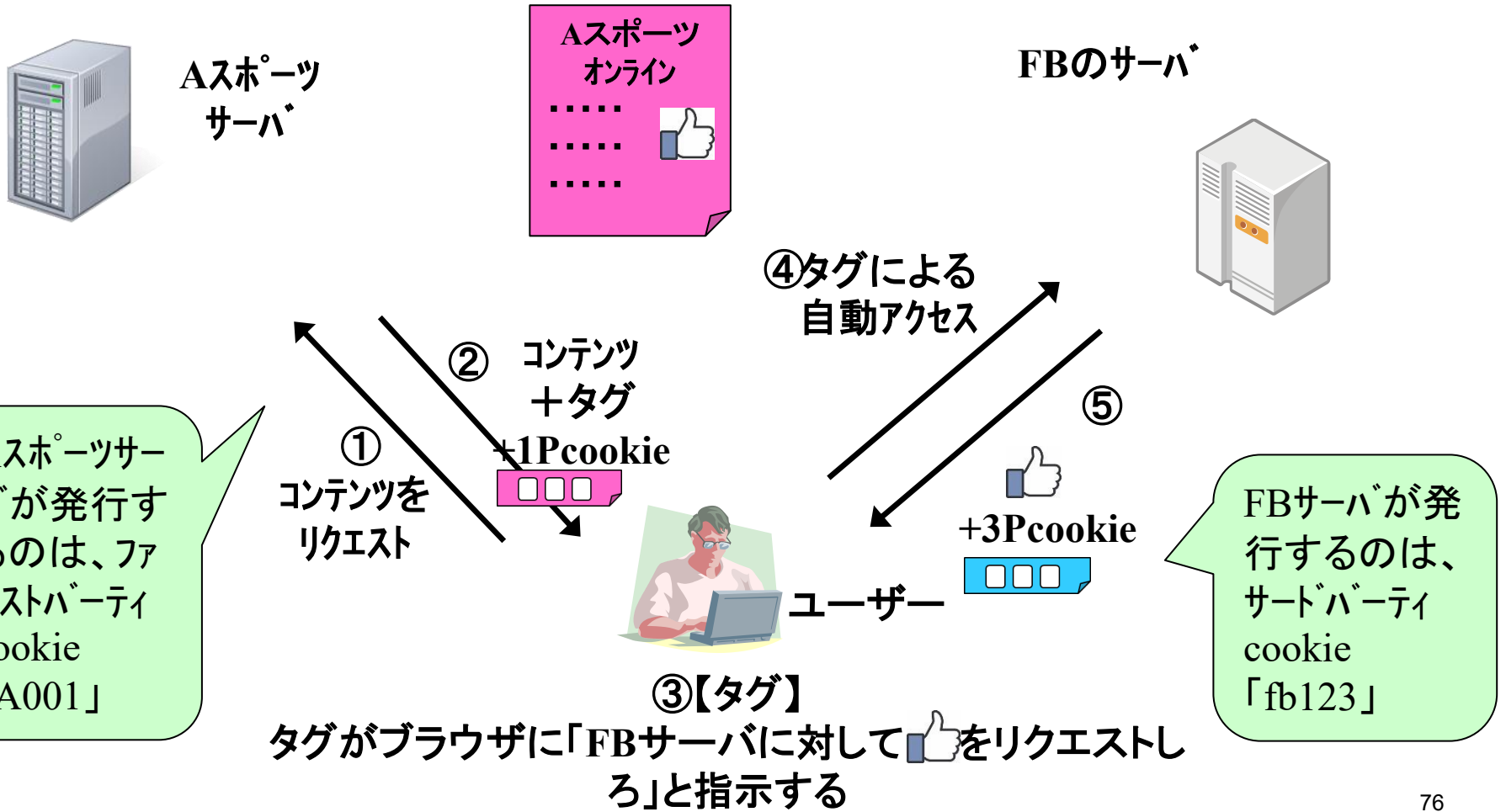
(3)のフェーズまで来て初めて個人関連情報の規制が発動

(3)

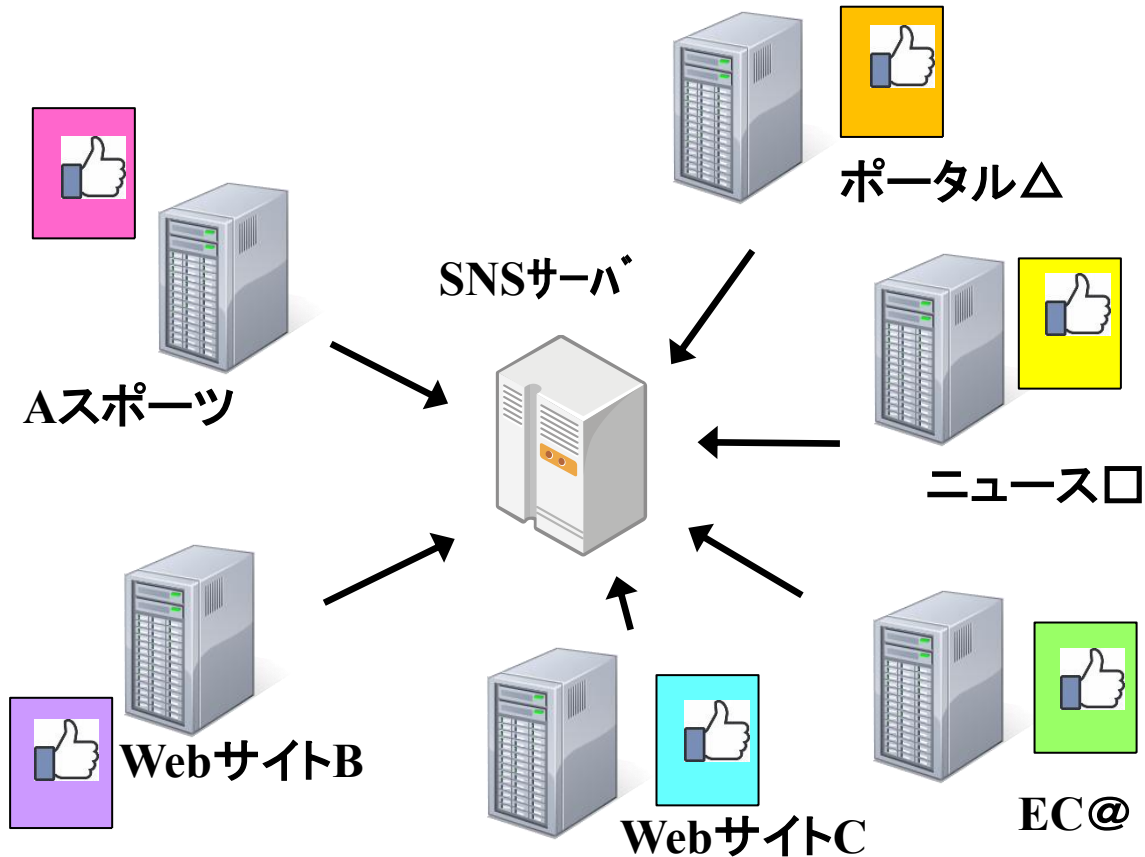


ケンブリッジ・アナリティカ事件

FBによるウェブ閲覧履歴の収集①



FBによるウェブ閲覧履歴の収集②

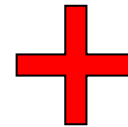


- 「ボタン」を設置したwebサイトの閲覧履歴をSNSは取得することができる。
- SNS側で登録情報と結合して、個人情報となることが問題

FBによるウェブ閲覧履歴の収集③

AD123のブラウザのアクセス履歴

日時	アクセス先
2018/06/01 22:10	Aスポーツ
2018/06/01 22:18	WebサイトB
2018/06/02 19:30	WebサイトC
2018/06/02 19:52	WebサイトD
2018/06/02 20:05	ポータル△
2018/06/04 20:30	ニュース□
2018/06/01 20:46	EC@



SNS123のユーザー登録情報

氏名	森野亮二郎
所属組織	ABC商事
性別	男性
生年月日	1970年6月1日
住所	東京都港区
学歴	ZZ大学
既婚・未婚	既婚
趣味	旅行、自転車

SNSサーバ



平成30年10月22日
個人情報保護委員会

個人情報の保護に関する法律に基づく指導について

個人情報保護委員会は、平成30年10月22日付けで、フェイスブックインクに対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第41条及び第75条の規定に基づき、次のとおり指導を行いましたので、お知らせします。

1. フェイスブック社が提供する「いいね！」ボタンが設置されているウェブサイトを閲覧した場合、ボタンを押さなくてもユーザーIDやアクセス履歴等の情報がフェイスブック社に送信されてしまう事案や、性格診断アプリにより取得した個人情報の一部がコンサルティング会社に不正に提供されていた事案が生じたことに対し、ユーザーへの分かりやすい説明や本人からの同意の取得の徹底及び同社がプラットフォームとしての責任を認識し、プラットフォーム上のアプリケーションの活動状況の監視を徹底すること等を求めた。

お知らせ

■ 報道発表

- [> 平成30年度](#)
- [> 平成29年度](#)
- [> 平成28年度](#)
- [> 平成27年度](#)
- [> 平成26年度](#)
- [> 平成25年度](#)

■ 意見募集

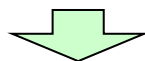
■ 調達情報

■ 採用情報

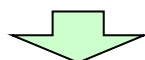
ケンブリッジ・アナリティカによる誘導

クリストファー・ワイリー「マインドハッキング」

- FBから取得したユーザーのDBを用いて、誘導しやすい対象者（「神経症で自意識過剰」「陰謀論に弱い」「衝動的怒りに流される」）を探す。



- ターゲティング広告、コンテンツのレコメンドによって対象者に対して「働きかける」



- たとえば、フェイクグループ（「〇〇郡愛国者」や「私は愛国者」といったもっともらしい名前）にレコメンドにより誘い込んで、エコーチェンバーの効果で集団として先鋭化させる。

- 「陰謀論に傾く」
- 「怒りに流される」



プロファイリング

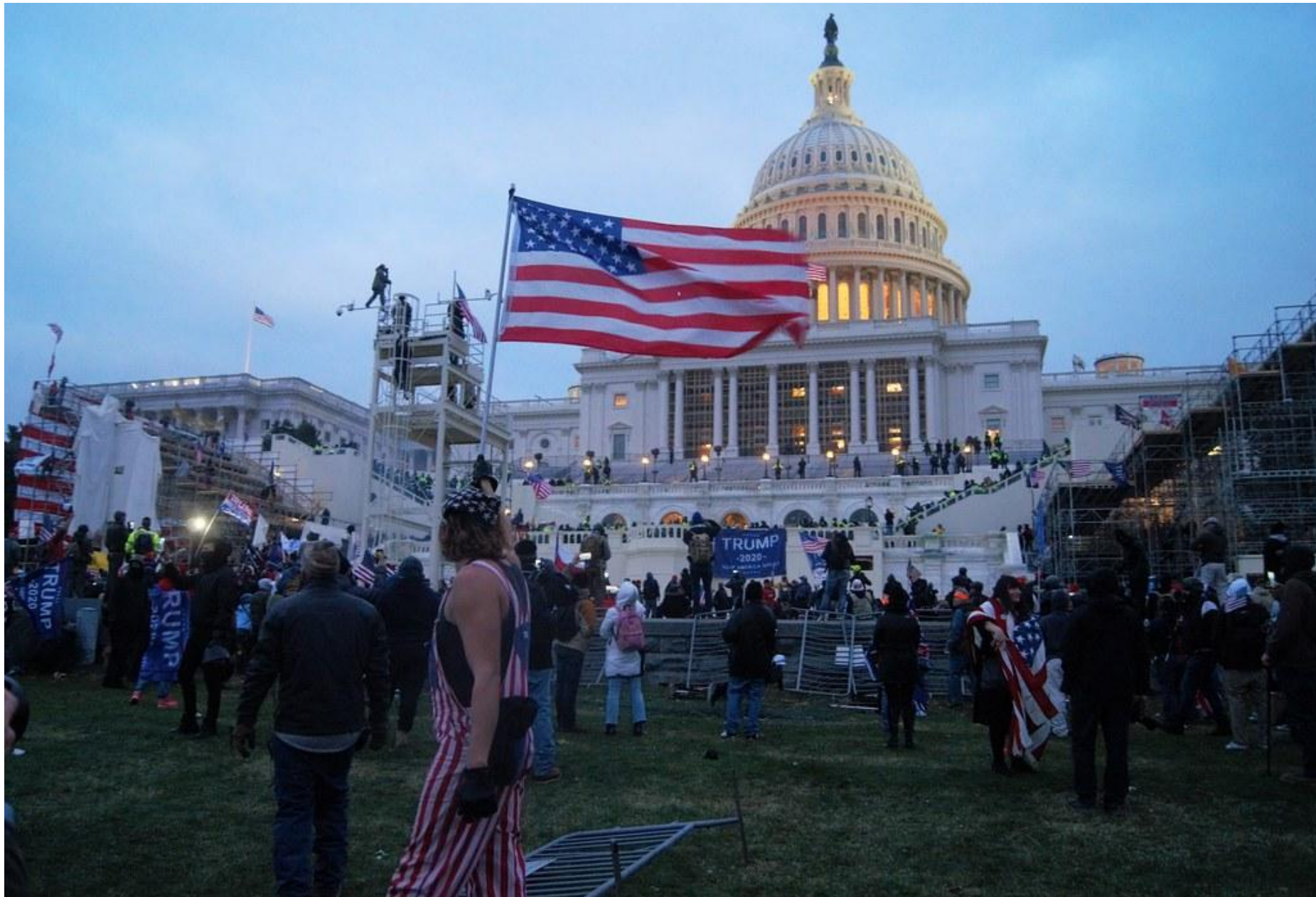
広告事業者
サーバ



DMP (Data
Management
Platform)

AD123のブラウザのアクセス履歴

日時	アクセス先
2018/06/01 22:10	〇×スポーツ
2018/06/01 22:18	WebサイトA(ランニングシューズ)
2018/06/02 19:30	WebサイトB(引越し業者)
2018/06/02 19:52	WebサイトC(引越し業者)
2018/06/02 20:05	ポータル△
2018/06/04 20:30	ニュース□
2018/06/01 20:46	EC@



操作された人たちは、大統領選の結果すらも信じられなくなり、さらなる国家的混乱を巻き起こすことに。

ケンブリッジアナリティカ事件の教訓

- ◆ 選挙に影響を与える目的だがその過程で**社会の分断**が生じる
- ◆ 選挙に影響を受けるということは**国のあり方**に影響されるということ
- ◆ **安全保障上の問題**も(選挙に外国の関与を許す)
- これらが可能になったのは、①**詳細なプロファイリングが可能なFBのユーザーデータベース**、②**FBの広告配信の仕組み**(メールアドレス等で出し分けられる)、③**FBのレコメンドの仕組み**。があったから。
- それらによって、人が操作(マインドハッキング)され、狙い通りの行動をとることになった。

- 電気通信事業を取り巻く環境の変化により、情報の漏えい・不適正な取扱い等や電気通信サービスの停止が生じた場合には、多様な個人的法益・社会的法益・国家的法益の侵害につながり得る。

1. 個人的法益

- ✓ 情報漏えい等の防止によるユーザのプライバシーの保護
- ✓ 電気通信サービスの円滑な提供を通じた、ユーザの利便性の確保
- ✓ ユーザによる自由な情報発信や知る権利の保障

2. 社会的法益

- ✓ 多様な社会経済活動や国民生活の確保、ひいてはデジタル社会の実現
- ✓ サイバー犯罪による経済的損失の防止
- ✓ 健全な言論環境の確保
- ✓ 電気通信サービスに係る制度そのものに対する信頼の維持

3. 国家的法益

- ✓ 健全な民主主義システムの確保
- ✓ 要人に関する情報の悪用の防止
- ✓ 機密データ等の窃取の防止
- ✓ サイバー攻撃による政府機関や重要インフラの機能停止の防止

- 電気通信サービスの安定的かつ確実な提供を確保し、デジタル技術の利活用に対する利用者の不安を取り除くことで、これら多様な保護法益の確保を図っていく必要がある。
- 国民の誰もが安心して利用でき、信頼性の高い電気通信サービスの提供が確保されることを通じて、電気通信事業の中長期的な発展が促進されるものと考えられる。

- これらの保護法益を確保しつつ、安全で信頼性の高い電気通信サービスの提供を通じたイノベーションの促進を図っていくためには、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスクや電気通信サービスの停止のリスクに適切に対処することが必要。
- 電気通信事業の円滑・適切な運営を確保することが一層重要になっており、電気通信事業ガバナンス※の在り方について検討を行うことが求められる。

(※) 電気通信事業の円滑・適切な運営を確保するための管理の仕組み

電気通信事業法の目的

個人情報保護法とは異なる

通信サービス利用者の保護、通信の信頼確保



守られている



・通話
・メール

通信の秘密

利用の変化



・ウェブサイト
・アプリ

守られていない

通信関連
プライバシー

2018/06			
2018/06			グッシュス)
2018/06/02	19:30		WebサイトB(引越し業者)
2018/06/02	19:52		WebサイトC(引越し業者)
2018/06/02	20:05		ポータル△
2018/06/04	20:30		ニュース□
2018/06/01	20:46		EC@

私の通信が筒抜けだ！

※「通信の秘密」には個人情報が含まれるが、それ以外にも
①法人の情報、②パーソナルデータであって個人情報ではないものが含まれる。
('電気通信役務利用者情報'も同じ ⇒ 対象範囲も違う)

電気通信事業法の外部送信規律

義務を負う人:

電気通信事業を営む者(若干の限定あり)

義務の内容:

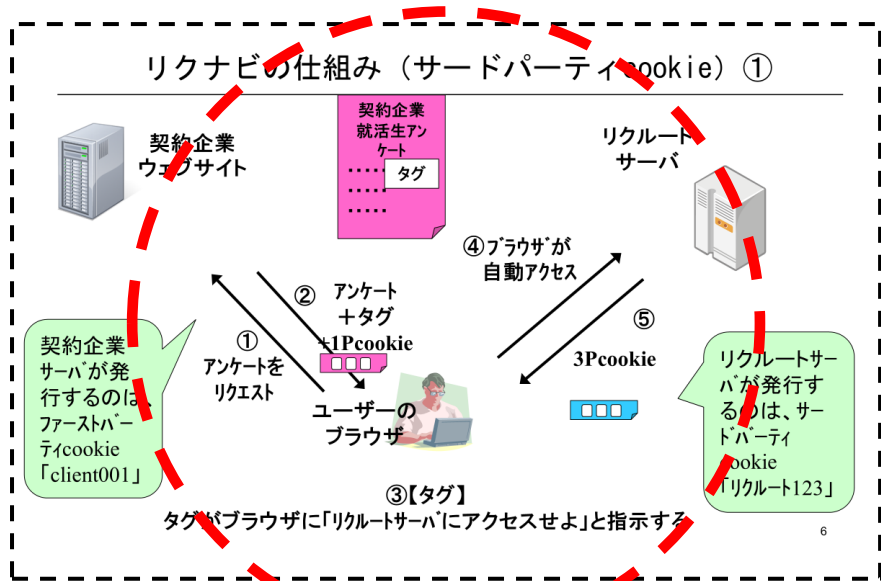
- 外部送信をするときはそれに関する情報↓を通知公表する
 - 当該利用者に関する情報の内容
 - 当該情報の送信先
 - 送信される情報の利用目的

適用除外:

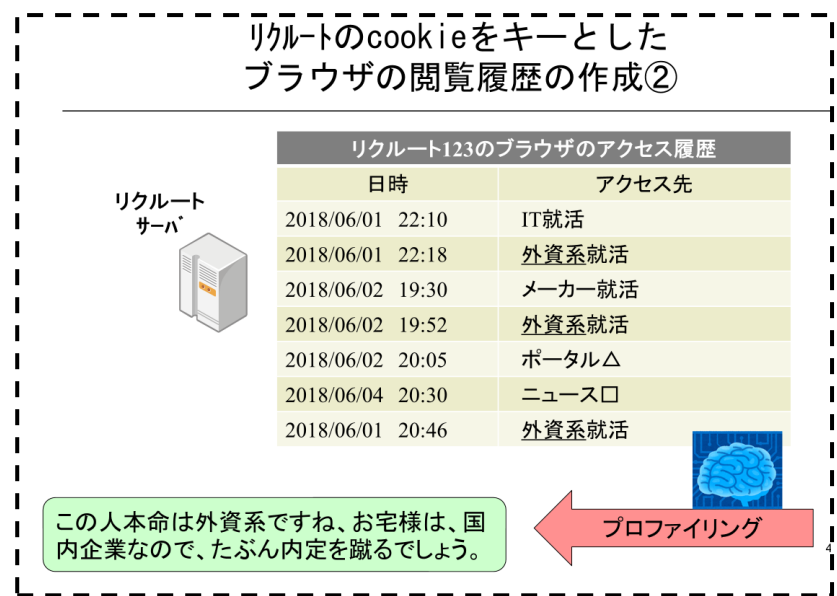
情報が次に掲げるものである場合は、この限りでない。

- ①どうしても必要な情報
- ②同意を得ている場合
- ③オプトアウトできるようにしてオプトアウトしていない場合

- 対象事業者が限定されているため、社会的影響は小さい。
- 総務省は法執行はまだしておらず、現在法遵守状況の調査中。
- あまり守られていない。



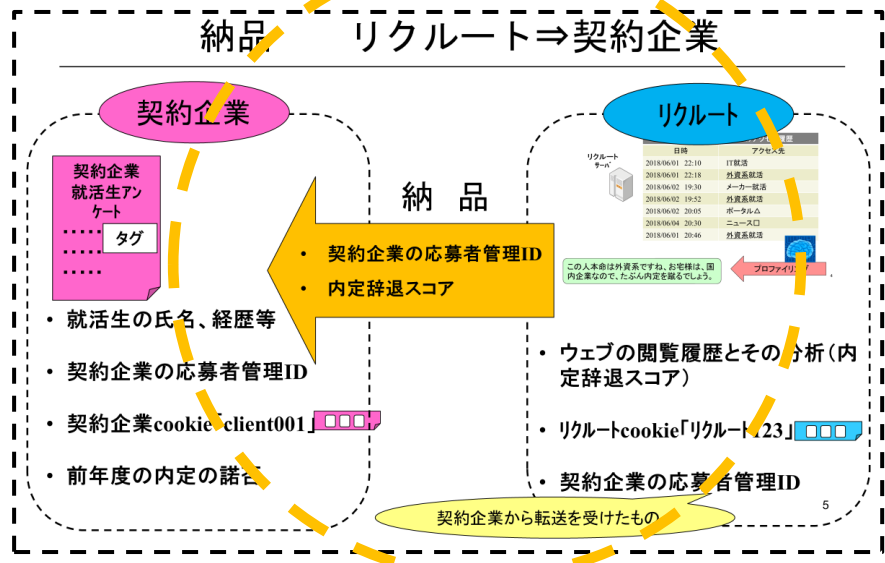
(1)



(2)

(3)のフェーズまで来て初めて個人関連情報の規制が発動

(1)のフェーズも電気通信事業法の外部送信規律であらたに規制



(3)

連絡可能個人関連情報の規制

31条/2

1項

個人関連情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により連絡可能個人関連情報を利用してはならない。

適正利用

2項

個人関連情報取扱事業者は、偽りその他の不正の手段により連絡可能個人関連情報を取得してはならない。

適正取得

連絡可能個人関連情報の規制の影響

- いいねボタンによる情報収集(外部送信)は、個人情報であったため、適正取得義務違反の疑いがあった。
↓
- 一般の広告事業者の情報収集は、個人情報ではなかったから、適正取得義務違反は問題にならなかった。
↓
- Cookieに紐づく連絡可能個人関連情報について、適正取得義務違反が新設されることにより、透明性を欠く外部送信は、すべて適正取得義務違反になるのではないか。
↓
- GLでどのように規定されるか要注目

The screenshot shows the official website of the Personal Information Protection Commission (PIPC). The header includes the organization's name in Japanese and English, along with contact information and navigation links. The main content area features a blue banner with the text: '個人情報の保護に関する法律に基づく指導について' (Guidance based on the Act on the Protection of Personal Information). Below this, a notice dated October 22, 2018, is displayed, detailing the commission's findings regarding a Facebook app and the implementation of guidance. A sidebar on the right contains a 'お知らせ' (Notice) section with a list of reports from fiscal years 2015 to 2018, and other sections for '意見募集' (Public Comment Collection), '調達情報' (Procurement Information), and '採用情報' (Recruitment Information).

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネス情報 ▾

ジェトロのサービス ▾

国・地域別に見る ▾

目的別に見る ▾

産業別に見る ▾



は、当機構ウェブサイトの機能強化、お客様の興味・関心に応じたコンテンツの提供や広告配信、ソーシャルメディア機能の提供、アクセス解析による当機構ウェブサイトの改善のために、クッキーなどのトラッキング技術（クッキー）を使用しています。クッキーを利用して収集されたお客様の当機構ウェブサイトのご利用に関する、広告配信、ソーシャルメディアやアクセス解析サービスを提供するパートナーと共有されます。それらのパートナーでは、お客様がそれらのパートナーに提供した、またはお客様がそれらのパートナーが提供するサービスを利用することで収集されるデータや、当機構以外のウェブサイトから収集されたデータを組み合わせ、インターネット上で当機構以外の事業者がお客様に配信する広告の最適化にも利用する場合があります。必須クッキー以外の全てのクッキーの利用を拒否する「全て拒否する」をクリックしてください。クッキーが有効な状態で閲覧を続ける場合は、「OK」をクリックしてください。利用目的ごとに同意・拒否を選択する「プライバシー設定」をクリックしてください。同意・拒否の設定は、当機構のプライバシーポリシーに設置した「プライバシー設定」ボタン（またはリンク）からも変更できます。

プライバシー設定

全て拒否する

OK

ベストプラクティス ⇒ やらないとダメ？

連絡可能個人関連情報の規制の影響

- DMPのデータベース(cookieに紐づくウェブの閲覧履歴等)からの不利益プロファイリング、脆弱性プロファイリングは適正利用義務違反となるのでは？




- こちらはもともと個人情報ベースのプロファイリングに対する規制方針がそれほど明確でないため、いきなりガイドラインで禁止、ということはないかも。




- ただ、解釈上は、そうなるはずであり、議論は活発化する。

リクルートのcookieをキーとしたブラウザの閲覧履歴の作成②

リクルートサーバ



リクルート123のブラウザのアクセス履歴	
日時	アクセス先
2018/06/01 22:10	IT就活
2018/06/01 22:18	外資系就活
2018/06/02 19:30	メーカー就活
2018/06/02 19:52	外資系就活
2018/06/02 20:05	ポータル△
2018/06/04 20:30	ニュース□
2018/06/01 20:46	外資系就活



プロファイリング

この人本命は外資系ですね、お宅様は、国内企業なので、たぶん内定を蹴るでしょう。


CAによる誘導

クリストファー・ワイリー「マインドハッキング」

- FBから取得したユーザーのDBを用いて、誘導しやすい対象者(「神経症で自意識過剰」「陰謀論に弱い」「衝動的怒りに流される」)を探す。
- ターゲティング広告、コンテンツのレコメンドによって対象者に対して「働きかける」
- たとえば、フェイクグループ(「〇〇郡愛国者」や「私は愛国者」といったもっともらしい名前)にレコメンドにより誘い込んで、エコーチェンバーの効果で集団として先鋭化させる。

「陰謀論に傾く」

「怒りに流される」



プロファイリング

広告事業者サーバ

AB123のブラウザのアクセス履歴	
日時	アクセス先
2018/06/01 22:10	〇×スポーツ
2018/06/01 22:18	WebサイトA(転職エージェント)
2018/06/02 19:30	WebサイトB(引継し業者)
2018/06/02 19:52	WebサイトC(引継し業者)
2018/06/02 20:05	ポータル△
2018/06/04 20:30	ニュース□
2018/06/01 20:46	EC※

DMP(Data Management Platform)

仮名加工情報、匿名加工情報での準用

42条4項

第31条の2の規定は、仮名加工情報取扱事業者による第2条第8項各号に掲げる記述等が含まれる仮名加工情報(中略)の取扱いについて準用する。

46条12

第31条の2の規定は、匿名加工情報取扱事業者による第2条第8項各号に掲げる記述等が含まれる匿名加工情報(中略)の取扱いについて準用する。

- 要は、仮名加工情報、匿名加工情報についても、連絡可能情報である①住所、②電話番号、③電子メールアドレス、④cookie等が含まれていれば、不適正取扱いを禁止するというルール。

仮名加工情報での準用

42条4項

仮名加工情報および匿名加工情報についても、連絡可能情報である①住所、②電話番号、③電子メールアドレス等が含まれていれば、不適正取扱いを禁止する

規則31条	措置	仮名加工情報の作成基準
1号	特定の個人を識別できる情報の削除・置き換え	
2号	個人識別符号の削除・置き換え	
3号	不正利用により財産的被害が生じるおそれのある記述を削除・置き換え	

GLの加工例

2-2-2-1-1 特定の個人を識別することができる記述等の削除

事例2) 氏名、住所、生年月日が含まれる個人情報を加工する場合に次の**1から3までの措置**を講ずる。

- 1) 氏名を削除する。
- 2) **住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。**
- 3) 生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月日に置き換える。

住所は1号加工で丸めないといけないのでは？

匿名加工情報での準用

46条/2

仮名加工情報および匿名加工情報についても、連絡可能情報である①住所、②電話番号、③電子メールアドレス等が含まれていれば、不適正取扱いを禁止する

匿名加工情報の作成基準

規則34条	措置
1号	特定の個人を識別できる情報の削除・置き換え
2号	個人識別符号の削除・置き換え
3号	個人情報と加工対象情報の連結IDの削除・置き換え
4号	特異な記述(一般的に特異)の削除・置き換え
5号	DB内差異その他のデータベースの性質に応じた措置

匿名加工情報での準用

46条/2

匿名加工情報および匿名加工情報についても、連絡可能情報である①住所、②電話番号、③電子メールアドレス等が含まれていれば、不適正取扱いを禁止する

GLの加工例

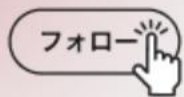
3-2-2-1 特定の個人を識別することができる記述等の削除

事例2) 会員ID、氏名、住所、電話番号が含まれる個人情報を加工する場合に**次の1、2の措置を講ずる。**

- 1) 会員ID、氏名、電話番号を削除する。
- 2) **住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。**

住所は1号加工で丸めないといけないのでは？

課徴金



フォロー

気になる連載や記者をフォローすると



Amazonギフトカード100名様に
2,000円分プレゼント

応募締め切り
5/31まで

朝日新聞 > **記事**

深掘り


進むデータ活用、消えた団体訴訟 個人情報改正案「密室の政策形成」

2026年4月12日 17時00分 有料記事

編集委員・若江雅子



個人情報保護委員会の看板



個人情報保護法（個情法）の改正案が7日、国会に提出された。AI（人工知能）開発などのために機微なデータも本人の同意なく集められるようにする規制緩和が盛り込まれた一方で、利用者保護のため導入を予定していた制度は、最終段階で大幅に後退した。何があったのか。

個情法が制定されたのは2003年。コンピューターが高度化し、インターネットが広がり始めた頃だ。制定の背景には、大量の個人データが管理・活用される社会への警戒があった。

法の目的は「個人の権利利益の保護」。だが、産業界の強い要請もあり、条文には「個人情報の有用性に配慮しつつ」との文言も入れられた。「保護」と「活用」のバランスは制度発足当初からの課題だった。

ただ、データの経済的価値が注目されるにつれ、活用を重視する流れが強まっている。

今国会に提出された改正法案にもその傾向が顕著に表れている。

しかし、国会に提出された改正法案では、団体訴訟制度は見送られた。不正な手段で個人情報入手するなどの違反行為に課徴金は新設される。ただ、データを漏洩させるような安全管理の不備や、要配慮個人情報の取得義務違反など重要な違反行為は対象から外され、検討時より限定的な導入になる。

なにがあったのか。

1年遅れた法改正プロセス

「妥協するしかなかった」。個人情報委員会の幹部は打ち明ける。「事業者団体が納得しない限り、法案はいつまでも提出できない構造なんだ」

実は法改正のプロセスは、個人情報委員会の当初想定より1年ほど遅れている。原因は、産業界の反発にあった。

改正の検討が始まったのは23年秋。だが、課徴金と団体訴訟制度の導入方針に、経団連と新経済連盟、日本IT団体連盟は「企業活動を萎縮させる」などと反対した。

3団体が頼ったのが、自民党のデジタル政策の司令塔とも呼ばれる党内組織「デジタル社会推進本部」（平井卓也本部長、デジ本）だった。

情報公開法などに基づき入手した資料によれば、個人情報委員会の事務局幹部は24年4月に4度、デジ本に呼ばれている。3団体のロビイストも同席する場で、議員らは「経済界が望まない課徴金の話が、なぜ出てきたのか」と事務局幹部に問いただした。

課徴金は20年改正時、参議院の付帯決議で導入の検討を求められていた。個人情報委員会がそう説明しても、議員らは「経済界が『今じゃない』と言っている」などとして応じなかった。経済界の意向に反した個人情報委員会に対し「組織体制自体がおかしい」と指摘する議員もいた。

焦る個人情報委員会が切ったカード

結局、個人情報委員会は25年の法改正を断念した。状況打開のために同年3月に提案したのが、AIと統計作成の特例だった。「本人同意を要しないデータ利活用」は3団体が掲げていた要望の一つだった。

だが、成果を手にしても、事業者団体は法改正を拒み続けた。「このままでは26年も改正できない」。焦った個人情報委員会が切ったカードが団体訴訟の見送りと課徴金の縮小の方針だった。

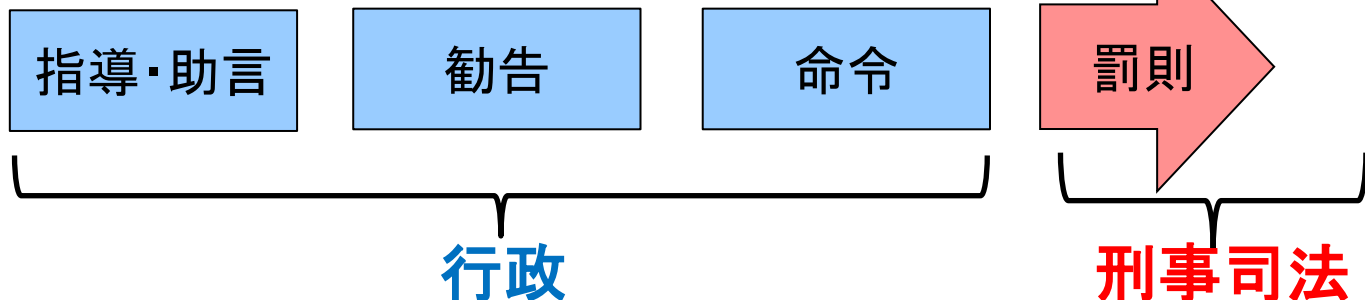
課徴金の導入の経緯

- 違反行為の経済的誘因を小さくすることにより、違反行為を抑止することを目的とする。
- 事後チェック型(事前にあれもダメ、これもダメとはしない)を志向する現代の社会において重要な機能を果たすことが期待される。
- 平成27年改正法の検討時には、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」において、課徴金制度の導入について、引き続き検討することとされた。
- 令和2年改正法の検討時には、「制度改正大綱」において、「我が国の法体系、執行の実績と効果、国内外事業者の実態、国際的な動向を踏まえつつ、引き続き検討を行っていく」とされ、法案審議においては、参議院の内閣委員会における附帯決議で、「違反行為に対する規制の実効性を十分に確保するため、課徴金制度の導入については、我が国他法令における立法事例や国際的な動向も踏まえつつ引き続き検討を行うこと」とされた。

立法事実とは、法律を作る理由のこと。

立法事実

- 現行法上、違法行為を行った事業者に対する行政上の権限としては、①指導・助言、②勧告及び③命令が存在。
- ③命令の違反に対する④罰則も規定されているものの、違反事業者が②勧告、③命令等を受けた後に違反行為を中止すれば、④罰則の適用はない。
②勧告(が効かないと) ⇒ ③命令 ⇒ 命令に違反すると ⇒ ④罰則
- 違反事業者が違反行為から得た経済的利得をそのまま保持することが可能(①～④には吐き出させる機能はない)。やり得？
- 2023年1月に個人情報委は破産者マップを警視庁に告発したが、結局は立件されず...



朝日新聞 > 記事

運営者不明の「破産者マップ」を刑事告発 個人情報保護委として初

2023年1月11日 19時38分 有料記事

渡辺淳基



公表資料



News Release

破産者等の個人情報を違法に取り扱っている事業者に対する
個人情報の保護に関する法律に基づく対応について

令和5年1月11日

個人情報保護委員会は、破産者等の個人情報を違法に取り扱っている事業者に関して、
個人情報の保護に関する法律が定める罰則に抵触していることを理由に、令和5年1月11
日、関係捜査機関への告発を行いましたので、お知らせいたします。

個人情報保護委員会が公表したプレスリリース

政府の個人情報保護委員会は11日、破産者の名前と住所を地図上に表示する「破産者マップ」と呼ばれるウェブサイトの運営者が個人情報保護法に違反しているとして、警視庁に刑事告発したと発表した。保護委による刑事告発は初めて。個人情報の利用によって、「人格的、財産的差別が誘発されるおそれがある」と指摘した。

ただ、このサイトは外国にあるサーバー経由で運営されており、運営者は特定できてい

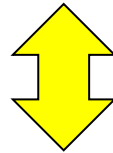
ない。保護委は昨年、サーバーを提供する米クラウドフレア社に任意で協力を求めたが、サイトの閉鎖には至らなかった。

結局、起訴率3割を切る「一告発事件」扱い...

外国制度

検討会報告書

- G7 諸国のうちフランス、ドイツ、イタリア、英国、米国においては、それぞれ、制裁金制度が規定されており、法執行が行われている。カナダについては、現行法において制裁金制度は設けられていないものの、現在検討されている消費者プライバシー保護法に制裁金制度を導入する規定がある。
- 中国、韓国等についても、個人情報保護法において制裁金制度が規定されている。



- ✓ 事業者団体の意見として「EU、米国等と我が国では、事業者のメンタリティが異なる。日本企業はEU、米国等の企業よりもはるかにリスク回避的であるという行動原理を勘案する必要がある」

個人的意見：

課徴金は重大事案、悪質事案を想定したもの。事業者は自身の利活用が重大事案、悪質事案に該当しないように注意すべきであり、そのような最低限の慎重さをもってふるまうべきことは、「萎縮」ではなく「常識的な節度ある行動の期待」であって、事業者に当然に求められる社会的責任の一部ではないか。

課徴金の対象

□ 対象義務

- 第27条第1項(第三者提供の制限)
- 第19条(不適正な利用の禁止)
- 第20条(I 不適正取得)
- 第30条/2(統計特例違反: 第三者提供、目的外利用)

□ 主観的要素

- 対象行為を防止するための相当の注意を怠ったこと

□ 権利利益の侵害

- 個人の権利利益が侵害され又は侵害される具体的なおそれが生じたこと

□ 重大事案

- 対象行為に係る本人の数は1000人以上

事業者の義務まとめ(現行法)

+統計情報作成の同意特例における目的外利用等禁止

① 利用目的

- 利用目的を特定し、取得の際に通知等する。
- 目的外利用する場合には**同意**を得る。
- 適正に利用する。

② 適正取得

- 騙すなどの不適正な手段で個人情報を取得しない。
- 要配慮個人情報を取得する場合は**同意**を得る。

③ 安全管理措置

- 漏えい防止等のセキュリティをしっかりと。
- 漏えい時には報告・通知を。

④ 第三者提供

第三者提供する場合には、原則として**同意**を得る(外国の場合に注意)。

⑤ 個人関連情報

提供先で個人情報になるDMP等の規制(**同意**)

⑥ 確認・記録義務

第三者提供をするとき(受けるとき)は、記録(確認して記録)を取る。

⑦ 本人からの請求等

- 保有個人データの利用目的等公表
- 本人の開示請求、訂正の請求、利用停止請求に応じること。

⑧ 仮名加工情報

仮名化情報についての義務の緩和等

⑨ 匿名加工情報

匿名化して流通させる仕組みに関する義務

課徴金の後退 「考え方について」⇒「制度改革方針」

□ 対象義務①(義務違反により経済的利益を得る場合に限る)

- 第27条第1項(第三者提供の制限)
- 第19条(不適正な利用の禁止)
- ~~■ 第18条(利用目的による制限)~~
- 第20条(I 不適正取得、II 要配慮個人情報~~の取得~~)

~~□ 対象義務②(義務違反により大規模漏えい等発声の場合のみ)~~

- ~~■ 第23条等(安全管理措置)~~

□ 課徴金額の算定(対照義務①)

- **不法収益** or それを上回る額 or 推計規定導入

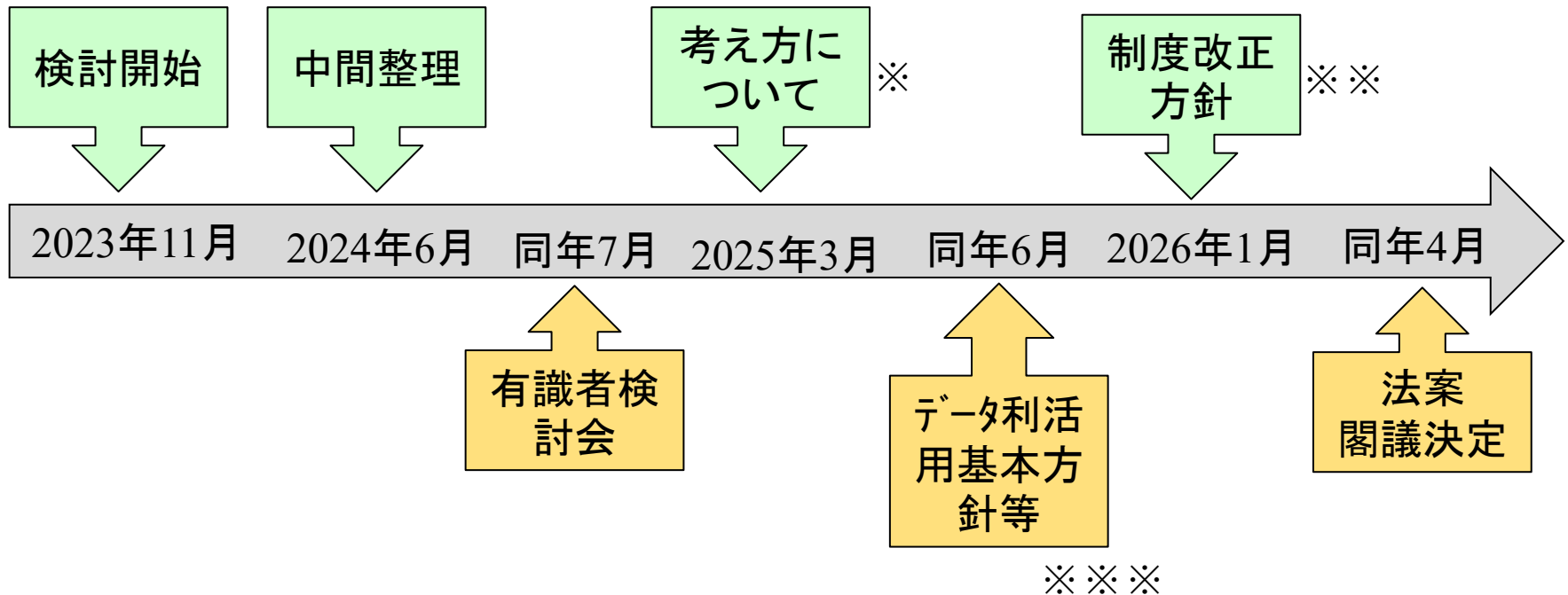
~~□ 課徴金額の算定(対照義務②)~~

- ~~■ 適切な安全管理措置のコスト差額 or 売上 × 定率 or 推計規定導入~~

追加:

■ 統計作成等の特例に基づき取得した個人情報を、当該特例に係る義務に反して目的外利用 or 第三者提供

今回の「3年ごと見直し」の経緯



- ※ 「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」
- ※※ 「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針」
- ※※※ 「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」 byデジタル行財政改革会議¹⁰⁷

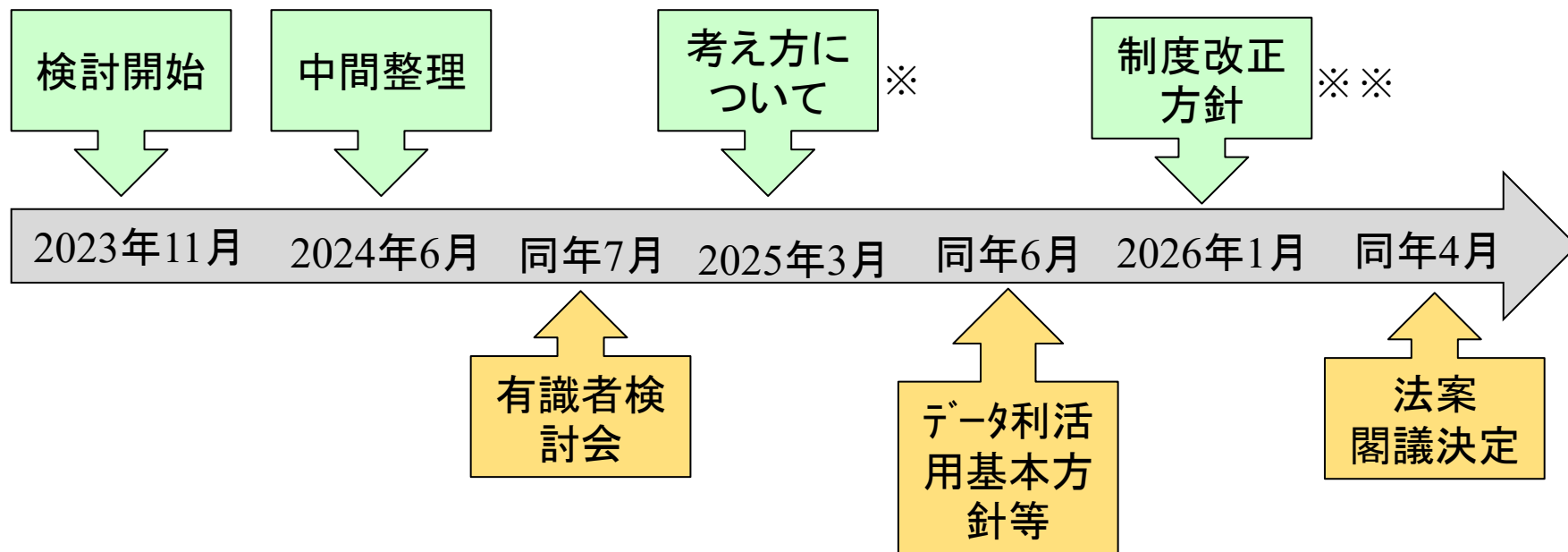
課徴金のまとめ

- 対象義務は限定されており、安全管理措置については(統計特例関係も含めて)対象外 ⇒ 漏えいは対象外。
- 課徴金の額も不法に得た収益の吐き出しのみ ⇒ 抑止効果弱い
- レピュテーションリスクは依然として大
- 想定される「悪質性」はケンブリッジ・アナリティカやリクナビ、破産者マップなどのかなり悪いもの(報道対象になるようなもの)に限られる。
- 普通の企業であればほぼ心配しなくていいが、今後の法執行状況には注目すべき。
- 「わが国の制度ははじめは小さく生む」との参院大臣答弁あり。

団体訴訟

- 「制度改正方針」の手前でなくなりました。← 朝日スクープ
- 衆議院の付帯決議で今後制度化を検討することが入りました。

今回の「3年ごと見直し」の経緯



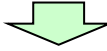
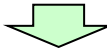
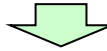
- ※ 「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」
- ※※ 「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しの制度改正方針」
- ※※※ 「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」 by デジタル行財政改革会議¹¹⁰

団体訴訟

- 団体訴訟制度とは、内閣総理大臣が認定した消費者団体（適格消費者団体）が、消費者に代わって事業者に対して訴訟等を行うことができる制度であり、「差止請求」と「被害回復」の二つの枠組みがある。
- 「差止請求」は、事業者の不当な行為（不当な勧誘、契約条項、表示等）に対し、**適格消費者団体**が不特定多数の消費者の利益を擁護するために、当該行為の停止等を求めることができる制度である。対象は、「消費者契約法」「景品表示法」「特定商取引法」「食品表示法」違反。
- 「被害回復」は、事業者の不当な行為によって多数の消費者に共通して財産的被害等が生じている場合、**特定適格消費者団体**が、消費者に代わり裁判を通じて被害の集団的回復を求めることができる制度である（消費者裁判手続特例法）。対象はすべての消費者被害ではなく、一定のものに限定されている。

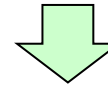
立法事実

検討会報告書

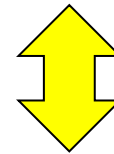
- **違法な個人情報の取扱いが行われた場合、本人は、事業者に対して、自らの個人情報については利用停止等請求(個人情報法第35条)、損害賠償請求(民法第709条 プライバシー侵害)をすることは可能。**

- しかし、これは、違法行為全体の停止や他の個人情報について同様の違法行為を実施することの予防まで請求できるものではなく、不特定多数の個人に生じ得る同種の(回復困難な)被害の発生まで防止できるものではない。

- **また、訴訟費用等を理由に請求を断念せざるを得ない場合も多い。**

- **委員会は、指導・助言及び勧告・命令といった権限を適切に行使し、不特定多数の個人に生じ得る同種の被害の発生を防止することは可能である。しかし、委員会の体制面や人的資源等にも限界はあり、必ずしも全ての違反行為に迅速かつ網羅的に対応できるとは限らない。**

立法事実

検討会報告書



- こうした既存の**本人による対応や委員会による対応の限界を踏まえると、個人情報**の**違法な取扱いが行われている場合に、適切に権利救済を受け**る手段を多様化し、より確実に救済を受けられる環境を整えていくことは**重要**である。



- 従来、団体訴訟を拡大しようとする意見に対しては、「濫訴のおそれ」が問題視されたが、現在では消費者団体のリソース不足が周知となっており、この検討会ではそのような意見はなかった。

差止請求

検討会報告書

- 違反行為により個人の権利利益が侵害されるおそれが高い、利用停止等請求の対象条文に係る違反行為を差止請求の対象とすることが考えられる

私見： 課徴金はともかく、差止請求で限定する必要ある？

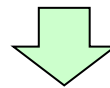
被害回復請求

- 消費者裁判手続特例法の令和4年改正により、イまたはロの場合に限って慰謝料が被害回復請求の対象として新たに追加された。しかしながら、個人情報情報の漏えい等が発生した場合の慰謝料請求は、イにもロにもあたらない。
 - イ 財産的請求と併せて請求されるものであって、財産的請求と共通する事実上の原因に基づくもの
 - ロ 事業者の故意によって生じたもの

事業者の負担は大きいため、検討会は賛否両論

その他

- 適格消費者団体が新たな役割を担うこととなる場合には、体制面への支援等が必要である旨の意見がある。
- 具体的には、適格消費者団体側の意向を踏まえつつ、委員会との連携推進により、研修等も含めた人材育成や情報共有等の機会の充実化のための方策を検討していくことも必要と考えられる。



構成員の意見

- ✓ 適格消費者団体の人的・財産的資源も限られており、その活動を寄付のみで賄うのは困難。
- ✓ 「端緒情報等の共有・立証等」が課題だが、委員会による法執行が、団体訴訟に先行していることが多いと考えられるため、委員会と特定適格消費者団体が連携を図ることにより、当該課題は解決するのではないか。

ご清聴ありがとうございました。

VI 參考資料

図表Ⅲ－14 近年の個人情報取扱事業者等に対する監督の状況

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
						(参考) 行政機関等
漏えい等に関する報告の処理件数	4,141	5,846	7,685	12,120	19,056	1,951 ^{※1}
報告徴収	357	407	176	149	148	159 ^{※2}
立入検査	4	30	26	31	47	56 ^{※3}
指導・助言	198	217	115	333	395	172
勧告	0	3	1	3	1	0
命令	2	1	1	0	0	0 ^{※4}

※1 漏えい等事案に関する報告の処理件数

※2 資料提出の求め

※3 実地調査等

※4 勧告に基づいてとった措置についての報告の要求

(令和2年度～6年度の個人情報保護委員会年次報告を基に当室作成)